

甲ニ第137号証

## 陳述書

東京地方裁判所 民事第50部合戻係 御中

平成27年(ワ)第13562号 損害賠償請求事件

被告東京電力準備書面(11)  
(損害論)への「(原告の反論) 一その1」

令和5年4月10日

福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場116番地

原告 井戸川克隆 

## 特　記　事　項

- ✧ 策文の解釈：実証が無く、相手を騙すために用いる文章を策文という。又は、全く挙証不可能な文章をいう。（原告 井戸川克隆の造語）
- ✧ 中間指針という策文：欺罔・奸詐の塊になっている。理由は債権者自身の被害の実態が隠蔽されているなかで、事故の原因者（債務者）の責任に言及しないように工作された中間指針は、中立とは程遠く、債務の切り捨てに至る欺罔と奸詐によるものと判定できるので、原告は策文を排して、公正・中立なものを望んでいる。
- ✧ 欺罔の解釈：人をあざむき、だますこと。詐欺の目的で人をだまして錯誤に陥らせること。
- ✧ 奸詐の解釈：うそや計略で人を陥れようとすること。わるだくみ。
- ✧ 刑法157条：原告の知らない間に「旧居住者」という身分に、被告東電が表示したこと。

## 目次

はじめに .....	6
第1章 原告の言い分 .....	7
1. 先ず、原告は被告東電と被告国のウソの被害者であること。 .....	7
2. 本件事故で決して忘れてはいけないこと .....	8
3. 本件事故は、自然災害の地震と津波によって原子力発電所が破壊されたという建前だが、地震と津波で壊れる程、稚拙な施設だったから壊れたのである。 .....	9
4. 本件事故の前後には、濃い霧に包まれたブラックボックスがある。 .....	10
第2章 原告が被告東電の第11準備書面に反論する .....	10
第2帰還困難区域に指定された双葉町の旧居住者に対する精神的損害の賠償の考え方 .....	12
1 【被告東京電力による中間指針等に基づく直接請求手続を通じての裁判外で .....	13
2 【帰還困難区域の旧居住者に対する東電公表賠償額 .....	13
3 【東電公表賠償額が帰還困難区域等の旧居住者の避難に伴う精神的苦痛を十分慰謝するに足る水準となっていること .....	14
【(1)一人月額 10 万円の避難に係る慰謝料額は避難期間中における精神的苦痛を慰謝するに足りるものであること .....	15
【(2) 本件事故発生から 6 か月間(第1期)終了からの 6 か月間(第2期)について中間指針においては1人月額 5 万円の慰謝料額の指針が示されている中でも被告東京電力は第1期と同様月額 10 万円の慰謝料額の支払いを行っていること .....	15
(3) 【中間指針第四次追補の避難が長期化する場合の慰謝料(10 00 万円)の .....	17
(4) 【 財産的損害については別途賠償されること .....	19
(5) 【まとめ .....	20
第3原告に関する本件事故前後の事実関係について .....	20
【1 本件事故当時の原告の生活状況 .....	20
【2 本件事故後の避難経路、生活状況等 .....	21
(1) 原告の本件事故当時の原告自宅(福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場 116 番地) .....	21
(2)原告は、双葉町が避難指示の対象区域に指定された結果、避難を開始した。原告第22準備書面の第1の3、原告第18準備書面の第2章の第1、甲二第110号証その他原告の主張及び証拠によれば、原告の避難経過等は以下のとおりである。 .....	21
【(3) 平成24年12月20日に実施された双葉町議会(平成24年、第4回定例会)において、当時双葉町町長であった原告の不信任決議案が可決された(甲ハ104・78~81頁)。その結果、原告は、平成25年2月11日に町長職を辞職した(甲二34)。】 .....	25
第4 原告が主張する各損害についての反論 .....	26
【1 はじめに .....	26
【2 原告の精神的損害については、原告が主張するように細分化して別個に評価すべきではないこと .....	27
3 避難に関する損害(損害A)について .....	30
【ア 帰還困難区域等の旧居住者に対する裁判外での精神的損害の賠償額被告東京電力は、中間指針等を踏まえ、 .....	31
【イ 本件事故後の原告の避難状況、生活状況を踏まえても、原告の避難生活に伴う精神的	

損害は 1450 万円を超えるものではないこと .....	32
①【原告は、本件事故当時、双葉町の町長の職にあり、本件事故後もその職を失っていない。双葉町の多くの住民は、政府の避難指示により避難を余儀なくされた結果として、旧居住地を中心として成立していた農業や商業、会社勤務などの職業等からの離脱を余儀なくされ、収入も失うなどの被害を類型的に受けたものといえるが、原告については、そのような事情は当てはまらない。すなわち、職業生活という生活基盤を本件事故によって奪われたという事情は原告には妥当しない。】 .....	32
②【また、原告は、平成 23 年 3 月 12 日以降、双葉町民の住民とともに、川俣町とれんびあ合宿所、さいたまスーパーアリーナを経て、旧騎西高校で生活しているところ、これらの避難生活では、双葉町民の住民ごと移動しており、避難先においても、本件事故以前に双葉町内で形成されてきた人的関係や地元のコミュニティから「隔絶された」というものではなく、むしろ、埼玉県内で引き続き従前の人間関係に基づく生活を送っていたことが窺われる。また、本件事故後も町長としての業務を継続しており、町民とのつながりの中で生活を送ってきたことが窺われる。その点では、政府の避難指示によって、従前の地域コミュニティから全く切り離された避難生活を余儀なくされたという事情は、原告には妥当しない。】 .....	33
③【また、原告は、平成 23 年 3 月 31 日から旧騎西高校の校長室で生活しており、双葉町の住民が教室に畳を敷いて共同生活をする一方で(乙二 90)、校長室という個室内で生活し、一定程度プライバシーが確保された 空間で生活していたことが窺える。】 .....	33
④【埼玉県加須市は、都心から概ね 50 キロメートル圏内にあり、東北自動車道と国道 122 号が南北方向に、国道 125 号と国道 354 号が東西方向に通っており、東側が国道 4 号に接するなど交通の便も良好であり(乙二 94)、そのような中で原告が行動の自由や移動の自由について制限されていたものでもない。】 .....	34
⑤【旧騎西高校に隣接する農地において、平成 23 年 10 月 1 日、双葉町民用の農園として「双葉町元気農園」が開園しており、自由に野菜を育て、収穫することが可能になっており(乙二 95)、双葉町の住民とともに埼玉県内で生活を送る環境も徐々に整えられていたことが窺われる。】 .....	34
⑥【さらに、原告は、平成 24 年 9 月 15 日からは、原告の妻とともに、埼玉県加須市騎西 13 59-1 の借家に入居して以降、同市内の住居で生活しているとのことであり、校長室内での生活に比して生活環境は改善していると考えられる。 .....	35
(2)【双葉町町長として長時間の執務を強いられたことにより本件事故による原子力損害(精神的損害)が発生したとはいえないこと .....	36
ア 町長としての法律上の職務の遂行について、本件事故による精神的損害の発生は観念できないこと .....	36
イ 【東京地方裁判所平成 31 年 3 月 27 日判決が合理的なものであること原告は、東京地方裁判所平成 31 年 3 月 27 日判決について、慰謝料 II の 細目が重複していると論じているだけであって、慰謝料 I と慰謝料 II が重複しているとまでは論じておらず、同判決は理由齟齬の不当判決であって、原告の主張に対する反論の根拠とはなり得ないと主張する(原告第 2 6 準備書面・6 頁)。 .....	39
ウ 【東京地方裁判所平成 30 年 6 月 27 日判決についての原告の主張に理由がないこと..	40
4 人生破壊に関する損害(損害 C)について.....	43
I(1)一次的被害について .....	43
ア 原告の生活環境(地域共同体である自治体)の破壊に本件地震・本件津波が寄与していること .....	43
イ原告の生活環境(地域共同体である自治体)の破壊に係る損害についての主張立証を欠	

くこと .....	46
ウ 【就労の場の喪失による逸失利益が損害とならないこと.....	47
(2) 二次的被害について .....	48
ア【職務執行の妨害によって原告が被った精神的損害について.....	48
イ【本件事故により人間関係の深刻な破壊による精神的損害について .....	49
ウ 【本件事故により原告の町長職失職による精神的損害が発生したといえない こと.....	50
エ【本件事故により町政改革に懸けた志の破壊による精神的損害が発生したと はいえない こと .....	54
(3) 【三次的被害について .....	54
5 財物に関する損害(損害D)について.....	56
【(1)本件家屋に係る損害が発生したとは認められないこと.....	56
ア 原告は、本件原子力災害の特殊・甚大性に鑑みれば、本件家屋に係る損害は、単なる売買取引による差額説ではなく、「住居再取得費用=解体+改築費用」とすべきであると主張しており(原告第26準備書面, 40頁)、本件事故直前の交換価値と事故後の交換価値との差額の主張立証がなくとも損害が発生したといえると主張するものと思われる。 .....	56
イ 【また、原告は、上記主張の根拠として、被告東京電力が直接請求手続において「住居確保に係る費用」の賠償として、建替え費用等を賠償していると主張する(原告第26準備書面・40~41頁)。 .....	57
(2) 【本件土地に係る損害については具体的に証拠資料によって確認できないこと .....	58
ア 本件土地の効用滅失による損害.....	58
イ 本件土地の逸失利益.....	59
【(ア)本件土地に係る逸失利益を請求するにしても、本件事故直前における不動産所得の金額が基準となるべきこと .....	59
【(イ)原告が不動産の財物損害の賠償とは別に不動産に係る賃貸収入の逸失利益の賠償請求をすることはできないこと.....	60
結 語 .....	61

## はじめに

被告東電の準備書面（11）（損害論）を読んでいくと、本件事故の責任放棄の上で、被告東京電力の傲慢な人を騙す体質が、いたるところに如実に現れている。

先ず、責任感の欠如、結果責任の転嫁、ウソと偽装による政治と行政支配を生業としている姿勢が露見している。

原告は、被告東電のウソ・偽りがもたらした原発事故の被害で、町と人生を滅茶苦茶に壊された。

それを裏付けているのは、事故発生の未然防止対策をやらなかつたこと、事故発生してから、原子力産業利益集団（法人格のない IAEA, ICRP, UNSCEAR 等も含む）を総動員させて、放射能の拡散実体の隠ぺい、「双葉地区住民はハイリスク群」と名付けられた双葉町被ばく者の隠ぺい、放射能被ばく無害論の拡散、従来からの約束事項の原子力災害防災訓練マニュアルの減却、事故の本質の隠ぺい、世論操作等の奸詐を重ねていることである。

上記のウソ・偽りと世論操作の下で、作られた「中間指針」は、無法の組織によって巧まれたものであることは、100ミリシーベルト以下は健康に影響がないと、世間に如何わしいウソを言いふらした山下委員が、紛争審議会委員になっていた経緯からも明らかである。

そのようなことから、被ばく被害の隠ぺいとウソに騙された原告は「中間指針」を全く信用していないので、採用することはない。但し、被告東電が原告と双葉町民に対して、東京電力は、事故前及び事故後において、双葉町に対して、ウソは一切付いておりませんと「誓約」できるのであれば、この限りではないことを伝えておきたい。

被告東電は中間指針を提唱しているが、被告東電にウソが続いている現状で、被告東電の準備書面（11）（損害論）について、被告東電（債務者）から、原告ら双葉町民（債権者）を、「旧居住者」と不当な呼称で呼ばれるることは、甚だしく人権を蹂躪しているので、重ねて被害を増やしたことになるから、今後、付加を検討する材料とする。

今般、双葉町役場に「旧居住者」と区別する呼称の町民はいるのかを質したところ、そのような町民は存在していないと応えている。本陳述書には、いたるところに「旧居住者」「旧居住地」と記載されているので、被告東電準備書面そのものが虚偽記載であると判断しているので、使い物にならない策文であると判断して、被告東電の第11準備書面の取り下げを求める。

尚、「旧居住者」と偽装されているので、原告の住民票を提示して立証することになる。

## 第1章 原告の言い分

### 1. 先ず、原告は被告東電と被告国のウソの被害者であること。

被告東電は、本件事故前に原告に対して、双葉町長応接室で語っていたことは、何があっても発電所を「止める」、核燃料を「冷やす」、放射能を「閉じ込める」ので、心配はいりませんと土堂副所長が、ウソを語ったことを忘れて、原告に反論できるはずがない。この「止める」「冷やす」「閉じ込める」を豪語したのは、2010（平成22）年8月4日、福島県原子力発電所安全確保連絡技術連絡会のブルサーマル運転合意の為の会議で、被告東電が提出した文書「福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性について」中、2-1頁 2.1 対象施設 ①から⑧の施設は、「原子炉を『止める』、『冷やす』、放射性物質を『閉じ込める』に係る安全上重要な機能を有する以下の主要な施設を対象とする。」と記されている。因みに、①は原子炉圧力容器、⑥は原子炉格納容器である。

本件事故が発生した2011（平成23）年3月11日17時頃から、人為的に防護することなく無制限に、放射性物質を発電所周辺監視区域外に放出し、現在も放出し続けているので、事故は収束に至っていない。このことは、2012（平成24）年3月7日に、原告は第一原発の重要免震棟内で確認済みである。

したがって、原告は、大量のウソの債権者としての対応を執らざるを得ないことを、被告らは理解しなければならない。当裁判の法廷で、被告東電の当時の第一原発の所長たちが、原告の前で被告東電第11準備書面を、法廷で正々堂々と渡り

合うことを切に希望している。

原告は好き好んで裁判をしているのではない。民間企業の被告東電が双葉町という地方公共団体に対し、無礼と錯覚が余りにもひどいので、原告及び町民たちに、事故前に語っていたことを法廷で詳らかにしたいと考えている。

## 2. 本件事故で決して忘れてはいけないこと

本件事故は、被告東電・被告国のウソ、偽り、騙しという反社会的「策文」で原告ら発電所周辺自治体を騙した結果発生し、事故後も、被告らは「非知」を悪用して、国の組織的謀反によって、国を無法状態に陥れ、原告及び発電所周辺自治体の住民・国民には我慢と苦役を強いて、その上事故処理費用を負担させられているのが現状である。事故の責任と負担をすべき被告東電の会社と社員たちは、何も失うこともなく、無法を続けていた。我が国が法治国家であれば、当然に刑罰が適用されて、罪の償いをしていかなければならないが、現在の我が国は司法が機能していないので、野放し状態で債務者が債権者の上位に構えている。原告は、決して欺罔・奸詐を許さないことを以下に示す。

- (1) 1ミリシーベルトの公約。
- (2) 略称「安全確保協定」は公約。
- (3) 事故直後被告東電は、本件事故を「想定外」としたこと。
- (4) 被告東電は行政機関ではないこと。
- (5) 被告東電の借金申し込み時の付加された条件（資料添付）。
- (6) IAEA, ICRP, UNSCEAR 等は法的根拠がなく部外者だということ。
- (7) 被ばく患者とは（被ばくのおそれのある者を含む）ということ。
- (8) 被ばくをさせられた者は債権者、させた者は債務者ということ。
- (9) 本件事故の当事者とは、汚い爆弾<sup>(注)</sup>の被害に遭った国民と加害者被告東電及び被告国で、その他の専門家や大学教授等は部外者ということ。日本に法人格のない外国機関も部外者ということ。

(注) 汚い爆弾は核汚染が長く残ることが懸念されているが、そういった核汚染の戦略的価値に対する評価も過去の核実験で行われている。2007年7月の記事で、AP通信の軍事記者ロバート・バーンズは、アメリカ軍部上層部は少なくとも1948年7月時点までに、核兵器が引き起こす放射能汚染の軍事戦略上で無視できない「効果」を理解していたことを示唆するメモの存在を指摘している。ビキニ環礁で1946年7月1日と24日に行われた核実験は、2度目の水中爆発で深刻な核汚染が発生したため予定した3度目の実験を中止したが、これに基づくと考えられるメモは「核爆弾を水中で爆発させた場合は爆発で発生する直接的な被害よりも核による汚染のほうが重要となる」「爆発で環状雲が発生し、汚染された水の粒子が風で運ばれて広い範囲に拡散して周辺の生物を速やかに死に至らしめ、飛散した放射性物質の粒子は堆積して周辺の建物を汚染し、長期的な危険を発生させる」ことが記され、「戦略上このような汚染は大都市や工業地域の活動に影響を与える点で核兵器は優れている」と結論している。(Wikinand より)

(10) 内閣府原子力被災者生活支援チームは違法組織であること等を、踏まえて言えば、発電所周辺自治体は、防災訓練時に実施してきた原子力災害対策特別措置法第23条に定められていた、原子力災害合同対策協議会には参加させられていないので、事故発生以来、法の下の平等が守られていない状態の双葉町災害対策本部は、何も機関決定していない。被告らの片思いの「策文」を通用させることは、双葉町災害対策本部長としての任務懈怠になってしまって、これを妨害した者達を、放免することを防ぐ必要に迫られている。

更に、優越的地位をことさらに悪用している「内閣府原子力被災者生活支援チーム」には、法的な定めが存在しないことを証言しておかなければならぬ。

原告は当裁判で、事実を述べているのであって、奸詐をしているのではない。

当裁判で被害の賠償を求めているのは、被告東電のウソの被害だけではなく、被告国の欺罔と奸詐による被害を詳らかにして、国家賠償請求することも含んでいることを滅却させてはいけない。

3. 本件事故は、自然災害の地震と津波によって原子力発電所が破壊されたという建前だが、地震と津波で壊れる程、稚拙な施設だったから壊れたのである。

同じ地震と津波の被害に遭った東北電力女川原子力発電所は、設計段階から貞観地震・津波被害を想定した地盤高に原子力発電所を作り、「長期評価」でさらに嵩上げ等の津波被害防止対策を施していたので、大きな被害を回避した。それに比べて、被告東電は、「長期評価」の15.7mの嵩上げの警鐘を葬り、東電設計報告の結果の津波対策が必置ということさえ、地元自治体に隠蔽していた。これら、

津波対策の必要性を、原告ら、発電所周辺自治体と住民に隠していたではないか。

地元に世話をになりながら、非知という陰謀を謀り、その結果最悪の事故を招いた結果の人災である。

#### 4. 本件事故の前後には、濃い霧に包まれたブラックボックスがある。

この中身は、時代劇に出てくる悪代官と悪徳商人が、優越的地位の悪用でウソの罠を駆使して、庶民に苦役と我慢を強いて、上納金をむしり取る姿によく似ている。原告がイメージする悪代官は経済産業省で、悪徳商人は東京電力のように見える。その理由は、情報の共有と対話を拒み国民から隠れて、不当に国民に不利益を押し付けていることを言う。ここまで原告が言えるのは、本件事故発生前から原子力発電所のアウトサイドで、被告らのウソと数多くのトラブル及びトラブル隠しを見てきたので、本当のことが言える。

原告には、旧満州開拓団の悲惨な結末と、同じ扱いを受ける法的義務は存在していないかった。しかし、原告らは、放射能の海に置き去りにされ、挙句、加害者が責任回避のために放射能の影響がないと偽装している。

本件事故発生当初、第一保安検査官たちは、普段、発電所に常駐していると語つておきながら、1号機のベント前に、旧関東軍と同じように、発電所周辺住民より早く被ばく被害回避行動をした。原子力安全・保安院らは、一番早い情報を得て、与えられていた職責の住民を「被ばくさせない行動」をとらず、旧関東軍のように職場放棄をして、自分たちだけが放射能に晒されないように保身していた。

こんなことをされて、被告らの欺罔・奸詐の塊の中間指針を受け入れることはできない。又、本当のこと言わずして損害論に入れない。

## 第2章 原告が被告東電の第11準備書面に反論する

### 【第1はじめに】

原告は、原告第16準備書面、原告第18準備書面、原告第19準備書面、原告第20準備書面、原告第26準備書面及び令和2年7月1日付け請求の拡張申立書において、損害論の各論として、避難に関する損害(損害A)、被ばくに関する損害(損

害B)、人生破壊に関する損害(損害C)及び財物に関する損害(損害D)の4つの損害項目に大別して主張している。】

※債権回収のための請求書発行は、債権者の特権事項なので、当然、債務者の意向に沿うことはあり得ない。被告東電の事故の責任を放棄した無法者が述べる無法の言い分を聞いていたら、命がいくらあっても足りないので、原告は自分の権利を主張しているのである。本件事故の本質は、被告らの欺罔と奸詐により被害者の人権を滅却し、世論を騙していることで今日に至っている。その証として、原子力防災訓練のシナリオ通り事故対応がされていて、発電所周辺自治体の浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町が大熊町にあるオフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を開催して、事故情報の共有と合意形成がされていたら、内閣府の暴走を阻むことが出来た。この事故時の体制を作らなかつた資源エネルギー庁原子力安全・保安院の本院と配下の福島第一保安検査官及び原子力防災専門官らの任務懈怠の犠牲者が、原告ら発電所周辺自治体及び住民たちなのである。

被告東電がいう「想定外」は、発電所周辺自治体が主張すべき「想定外」なので、被告東電がいう「想定外」は、全くの責任回避の正体を意味しているので無視する。

原告は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、平成22改正版の原子力災害対策マニュアル、平成22年東京電力株式会社社長勝俣恒久「福島県原子力発電所防災資機材報告書」、平成22年度福島県原子力発電所防災訓練の記録、福島県緊急被ばく医療マニュアル、双葉町原子力災害対策計画、原子力安全委員会：原子力施設等の防災対策について（平成20年10月改訂版）、原子力安全・保安院作：防災対策・○原子力防災、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、JC0臨界事故関係資料、広島新史、ビキニ水爆被災資料集、特に注目しているのは、衆議院チェルノブイリ原子力発電所事故等調査議員団報告書（特に、

（チェルノブイリ原発事故被災者の状況とその社会的保護に関するウクライナ国法）等について、原告は一応目を通しているので、被告東電の反論は法並びにマニユアル等と、原告の主張のどこが違うのか示さなければならぬ。

又、批判しなければならないのは「UNSCEAR2013 年報告と 2020/2021 年報告」に記載されている内容に実証が無く、双葉町についての虚偽記載が目立つので、これを本物という者は、何も現場のことが分かっていない証拠である。4つの損害の項目以外にも、たくさんの損害があることを忘れないでいただきたい。

【以下では、まず、原告について生じた損害を検討する前提として、原告の旧居住地である福島県双葉郡双葉町(以下「双葉町」という。)の帰還困難区域の住民の方々に対する裁判外で被告東京電力が行っている直接請求手続きを通じての精神的損害の賠償の考え方を略述した上で、原告に関する事実関係を整理し、原告の個別損害論に係る主張に対して反論するものである。】

※反論は自由であるが、実証の伴う反論でなければ無意味なことである。原告には「旧居住地」と呼称する土地は存在していないので、虚偽文書作成同行使となる。本件事故は、原告ら双葉町民を原発は安全でいつでも「止める」「冷やす」「閉じ込める」というウソを流布し、安心させ、地震・津波対策の必要性を隠蔽した挙句の事故で、事件なのである。この事故を事件化しないのは、未だに、福島県の司直による現場検証をしていないからである。

損害の積み上げを怠り、人それぞれが抱える損害の精査を省き、簡略化、平均化した、中間指針の原点は、事故前の部外者達の「策文」を基にしたものであり、事故の規模、被害の大きさの実態に反映していない。こんないい加減な中間指針について、原告は双葉地方町村会で、町村長、副町村長、総務課長会議をそれぞれ開催し、中間指針で示された金額は最低限で、上限は無いという意見を集約して、被告国に申し入れていることを忘れては困る。

第 2 帰還困難区域に指定された双葉町の旧居住者に対する精神的損害の賠償の考え方

方

1 【被告東京電力による中間指針等に基づく直接請求手続を通じての裁判外で

の賠償の仕組について

被告東京電力が、原子力損害賠償紛争解決審査会が定めた中間指針等に基づいて実施している直接請求手続を通じての裁判外賠償の内容及び基本的考え方については、被告東京電力準備書面(3)において既に詳しく述べたとおりである。】  
※先ず、原告は「双葉町の旧居住者」ではない。被告東電は一企業なので、行政支配はできないことを認識しなければならない。居住権についてはその人の私権であるので、被告東電が勝手に決められることは認識しているはず。

現在、中間指針のいい加減さを良く理解しているから裁判しているので、原陪審が作った中間指針は、あくまで「中間」の仮説なので、被害の実態を反映していない。したがって、原告は、本件事故前に作られていた策文の危うい中間指針に頼ることはない。

2 【帰還困難区域の旧居住者に対する東電公表賠償額

帰還困難区域及び大熊町・双葉町の居住制限区域又は避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）の旧居住者に対しては、被告東京電力は、】  
※被告東電は大きな間違いを犯している、原告は現在も未来も住所は事故前と同じであり、ウソをいってはいけない。居住の希望がありながら、放射能の汚染により住めなくしたのは、被告東電であることを誤魔化しているのは、間違いの上乗せである。大体、被告東電が原告に対し、旧居住者だと侮辱することは思い上がりも甚だしい屈辱なので、新たな被害・損害なので加算しなければならない。被告東電は民間企業なので居住権に言及はできないし、原告の避難は、政府の避難指示で双葉町から避難中であることを、被告東電は欺罔してはいけない。

① 【平成23年3月11日（平成23年3月分は1か月分として10万円）から平成24年5月末までの15か月について中間指針及び被告東京電力の賠償基準に基づき1人当たり月額10万円の賠償を、時間の経過により遞減させずに継続して合計150万円（避難所等での避難がある月については月額12万円）、②中間指針

第二次追補に基づく 600 万円(平成24年6月～平成29年5月までの5年間)の支払いがなされ、③さらに中間指針第四次追補に基づき、当該地区については移住を余儀なくされる状態にあるとの評価に基づき、避難が長期化する場合の慰謝料として 1000 万円の慰謝料が認定されるが、そのうち②の賠償額との重複分を将来に向けてのみ控除することとして、700 万円の追加賠償がなされることとなり、この結果として、避難等に係る慰謝料の賠償額(東電公表賠償額)は、一人当たり 1450 万円となる(被告東京電力準備書面(3)・35～36 頁)。】

※原告は中間指針を排除して、裁判での決着を求めているので、被告東電の主張は勝手だが、原告は「中間指針及び被告東電のいう賠償基準」を争点としていない。原告が双葉町長の時、郡山市で行われた第21回 紛争審査会の席上、能見会長に対し、精神的損害を月額 10 万円としたことの理由を質したところ、能見会長は、「東電がすぐ支払える金額なので、上限を決めたではありません」と答えている。被告東電は、この準備書面で、原告が紛争審査会で質問し、能見会長が答えたことに被告東電は従うべきもので、被告東電は、原告にウソを言うのはもつてのほかである。

### 3 【東電公表賠償額が帰還困難区域等の旧居住者の避難に伴う精神的苦痛を十分慰謝するに足る水準となっていること】

中間指針等を踏まえて定められた帰還困難区域等の旧居住者に対する東電公表賠償額は、裁判上の観点からみても、本件事故による当該区域の旧居住者の精神的苦痛を十分に慰謝するに足りる水準となっている。そのことは、次のような事情によって基礎付けられる(被告東京電力準備書面(3)・28～51 M)。】

※被告東電が勝手にいう「旧居住者」と被告らに都合の良い造語には、「十分に慰謝するに足りる水準」と、被ばく実態を覆い隠すために策文しているので、足りる水準には全く至っていない。被害者との対話と合意の手順を省いて、勝手に決めた被告東電の自画自賛に過ぎないので、多くの被害者は泣き寝入りをしているだけである。原告は「旧居住者」ではない、自宅周辺が事故前の環境放射線 0.05 マイクロシーベルト/時間に戻っていないのと、被告東電が汚染者負担の

原則に反し、自分が出した核のゴミを片付けないからである。原告は自分の居住地に戻りたいので、早く、被告東電は元通りの環境に戻さなければならない。

【(1)一人月額 10 万円の避難に係る慰謝料額は避難期間中における精神的苦痛を慰謝するに足りるものであること

上記で述べたとおり、政府指示により避難を余儀なくされた帰還困難区域等の旧居住者に対して、一人月額 10 万円の避難に係る慰謝料が時間の経過とともに遞減されずに支払われるものであり、また、かかる賠償額は、避難期間中における生活上の不便等の精神的苦痛への賠償だけではなく、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなどの精神的苦痛も考慮の上で賠償額が定められており、住み慣れた生活環境や就労環境の変化等に係る精神的苦痛に対する損害賠償の趣旨を含んでいるものであり、避難に係る包括的な慰謝料額として、原告の精神的苦痛を慰謝するに足りる水準である。】

※原告は現在も避難中である。一民間企業の被告東電が、私権である居住権に言及することはできない。「これまでの平穏な日常生活と損基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなどの精神的苦痛」は、全く反映していない。避難に係る包括的な慰謝料額として、原告の精神的苦痛を慰謝するには不十分で、精神的慰謝料を最低額 10 万円とすることは全く満たしていない。上限は個々人の状況に合わせた請求額を支払うのが当たり前のこと、もろもろを纏めて 10 万円としていることは認められない。

【(2) 本件事故発生から 6 か月間(第 1 期)終了からの 6 か月間(第 2 期)について中間指針においては 1 人月額 5 万円の慰謝料額の指針が示されている中でも被告東京電力は第 1 期と同様月額 10 万円の慰謝料額の支払いを行っていること

中間指針は、第 2 期については、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にはこの段階では存せず、この時期には、「大半の者が」仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新

しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素を考慮の上で、第1期の1人月額10万円とは異なり、1人月額5万円の慰謝料額の指針を定めている（乙二1・18～22頁、同第3,6,指針III ②、備考5）参照。】

※被告東電は勝手に第1期とか第2期とか決めているようだが、本件事故の実態を省みない期間を言っている。次のように、「原告を乞食のように見下げて、被害者を『大半の者が』という言葉から」、被告東電には、加害者という感覚が感じられない差別的な態度が現れている。

被告東電が言う、このシナリオは、日本エネルギー法研究所に於いて本件事故前から議論されてきたもの。ここでいう「大半の者が」という言い草は、被害者を蔑視した言葉使いにあたり、まるで乞食扱いの対応をしていることを意味しているので非常に不満である。又、第2期という期間は、被告らの勝手な筋書きで、仮設住宅に入ってからの住民間の騒動と窮屈を訴える苦情に悩まされた。挙句に、自分の貯えを使い、一般住宅を建てる住民が続出したことは、被告らの対応が悪かったことを示している。被告らが作った月5万円の筋書きは、原告らを事故対応組織から追い出したから作られた指針であるが、原告の反対で、実現できなかった。

原告は、被告東電の不始末で、町民が仮設住宅の住民になること等、かつて一度も考えたことはなかった。何があっても「止める」「冷やす」「閉じ込める」だったから、安心していたのが裏切られたのである。

※原告は事故の年の3月下旬、福島県庁を訪ねて、内堀雅雄副知事に災害救助法を適用することはやめてほしいと頼んだ。我々は、自然災害被害者ではなく、事故・事件の被害を避けるために、政府の指示で避難している。事故以前のように家族そろって避難生活をできることが原則だ。したがって、仮設住宅政策はくれぐれもやらないでほしいと頼んでいた。そして、避難計画はあったが、「避難生活計画」が無いので、大至急、特措法を作るよう尽力してくれと頼んでいた。

被告東電は勘違いしては困るので、はっきり言わなければならぬのは、被告東電の不始末による避難であって、「申し訳ありませんが、放射能の影響が収まるまで現住所地から遠くへ避難してください。それまで、私たち（東京電力）が、当分

の間、責任をもって、安心して住める住居を用意しますから避難してください。」

と避難する住民にお願いする立場であるのに、ここで反論する言い草は、常識すら分かっていない、被告東電の傲慢な反論である。

こんな常識も知らない被告東電のかかる反論は、極めて酷い暴論と断じる。

【そのような中でも、被告東京電力は、第2期についても1人月額10万円の慰謝料額を減額せずに賠償しており(乙二31)、避難生活の事情については、時間の経過に伴い中間指針が上記で指摘するような事情もある中で、慰謝料額を特に減額せずに支払っている点においても、原告の精神的苦痛を慰藉するに足る水準であるといえる。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。精神的な内心の自由を判断するのは、債権者であって、債務者の被告東電がすることではない。

(3) 【中間指針第四次追補の避難が長期化する場合の慰謝料(1000万円)の賠償額についても、原告の精神的苦痛を十分に慰謝するものであること】中間指針第四次追補においては、「帰還困難区域においては、将来にわたって居住を制限することが原則とされており、区域内の除染やインフラ復旧等は実施されておらず、現段階で避難指示解除までの見通しすら立たない状況であり、避難指示が長期化することが想定される」(甲二13・1~2頁)との認識の下、最終的に帰還するか否かを問わず、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償することとした、として(同5~6頁)、1人当たり1000万円の賠償額の指針を定めている。

この賠償額の算定に当たっては、「過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にした上で、避難指示が事故後10年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額(生活費増加費用は含まない。)の額を十分に上回る金額とした」とされており、いわゆる赤本基準に基づく一家の支柱の死亡時における死亡慰謝料額

(2800万円)を平均世帯人数3名で均分相続した場合の一人当たりの金額を上回るものとして定められている。

また、「第二次追補において、長期にわたって帰還できることによる損害額を5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち平成26年3月以降に相当する部分は「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含されると考えられるため、その分を加算額から控除することとした」としているものである。

このように第四次追補に基づく慰謝料は、帰還困難区域での生活を断念することを余儀なくされ、移住を余儀なくされたことを前提として、このような喪失に係る精神的苦痛について過去の裁判例や死亡慰謝料の水準などを考慮の上で包括的な賠償額を定めたものであり(乙二27～乙二29)、帰還困難区域に帰還し得ない前提でのその喪失に係る精神的損害について、多面的な審議を経た後に定められており、裁判上の損害賠償法理に照らしても、十分にその精神的損害を慰謝するに足るものとなっている。】※本陳述書「(原告の反論)一その2へ続く

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

「帰還困難区域においては、将来にわたって居住を制限することが原則とされており、区域内の除染やインフラ復旧等は実施されておらず、現段階で避難指示解除までの見通しすら立たない状況であり、避難指示が長期化することが想定される」について、原則論はいつできたのか分からぬが、原告には通用しない話である。

「1人当たり1000万円の賠償額の指針を定めている。」についても、原告は中間指針を引用していないので論外である。

「過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にした上で、避難指示が事故後10年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額(生活費増加費用は含まない。)の額を十分に上回る金額とした」は、被告東電が主張するだけで、原告には従う理由が存在しない。

「いわゆる赤本基準に基づく 一家の支柱の死亡時における死亡慰謝料額(2800万円)を平均世帯人数3名で均分相続した場合の一人当たりの金額を上回るものとして定められている」の説明は、論外な反論である。原告は一人で賠償請求をしてるので、3名の割り算は考えていないし、例示に従えない。

「第四次追補に基づく慰謝料は、帰還困難区域での生活を断念することを余儀なくされ、移住を余儀なくされたことを前提として、このような喪失に係る精神的苦痛について過去の裁判例や死亡慰謝料の水準などを考慮の上で包括的な賠償額を定めたもの」について、原告の考えではなく、この考えに従う理由はない。

#### (4) 【財産的損害については別途賠償されること】

被告東京電力においては、帰還困難区域等の旧居住者については移住を余儀なくされる状況にあるとの認識からこのような精神的損害の賠償を行っているほか、これとは別に、農業・商工業に係る営業損害の賠償、就労不能損害の賠償、宅地・農地・建物・家財・事業上使用する償却資産等の財物価値の喪失に係る賠償、住居確保損害等の賠償を行っている。

帰還困難区域等については6年以内の避難指示解除が見込まれないことから、財物損害については、財物価値は喪失したものとして(全損)賠償がなされている。財物賠償の対象としては、家財、自動車、個人事業者及び中小法人の償却資産及び棚卸資産、田畠等に及んでいる。

また、中間指針第四次追補に基づき「住居確保損害」として、住居としての建物や宅地の取得のために実際に発生した費用と本件事故時に所有し居住していた建物・宅地の事故前価値との差額の内の合理的な一定部分を別途賠償している(以上は事故当時に持ち家であった場合。賃貸の場合にも家賃差額の8年分について住居確保損害が認められている。甲二13-8-13頁、甲二112)。これは、帰還困難区域の旧居住者については「移住等を行うことが必要と認められる」(甲二13-10頁)との認識の下、特に築年数の経過した住宅の事故前価値が減価償却により低い評価とならざるを得ず、移住先の住宅価格や宅地単価がこれを上回る場合

が多く生じることを考慮して、差額の内の合理的な範囲をもって追加的費用として原子力損害の対象としたものである。

このように、帰還困難区域等の旧居住者に対しては、移住後の生活を再建するに足る財産的損害の賠償が精神的損害とは別に行われ、全体としての旧居住地における財産的な喪失についての損害賠償が行われている。したがって、このような原子力損害賠償の全体像を踏まえても、上記の精神的損害に関する東電公表賠償額は帰還困難区域等旧居住者の「ふるさと喪失」に係る精神的苦痛を十分に慰謝する水準にある。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

ここで被告東電は、原告を勝手に4回も「旧居住者」と身分詐称しているが、このような言葉は、原告の権利を踏みにじる呼名で、非常に侮辱しているので、許さない。又、原告は現在、移住ではなく、帰られる日を望みながら、その日がくるまで待機中である。移住は望んでいないので、早く事故処理を完遂して、事故前の状態に戻してほしいと待機しているのである。

### (5) 【まとめ

以上より、帰還困難区域等の旧居住者に対する東電公表賠償額は、これに該当する方の精神的苦痛を慰謝するに足るものである。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。被告東電に原告がもつ感情は、騙されたという阿鼻叫喚の気持ちなので、精神的苦痛は永久にならない。被告らは、原告の内心の自由を侵略してはならない。

第3原告に関する本件事故前後の事実関係について

#### 【1 本件事故当時の原告の生活状況

原告は、昭和21年に双葉町に生まれ、その後昭和43年から昭和52年まで東京で生活した後、同年から平成23年3月12日までの間、原告の妻とともに、福島県双葉郡双葉町大字郡山時馬場116番地の自宅(以下「原告自宅」という。)で生活をしていた(訴状27頁、甲二102、甲二110)。また、原告の長男及び次男

も、双葉町内において生活していた(訴状・27頁)。

原告は、平成17年10月17日まで、当時、福島県双葉郡双葉町大字前田字高田25番地の1を本店所在地とし、管工事業、水道施設工事業等を営む株式会社丸井(乙二88)の代表取締役として職務をしていた(原告第22準備書面,3頁)。その後、原告は、同日に株式会社丸井を代表取締役を辞任したうえで、平成17年12月8日に双葉町長に就任し(甲二34)、同日以降、本件事故当時に至るまで双葉町長の職にあった。】

※コメントしない。

## 【2 本件事故後の避難経路、生活状況等

(1)原告の本件事故当時の原告自宅(福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場116番地

所在)については、津波による被害を免れたものの、地震による被害を受け、また、本件事故当時の自宅が所在する双葉町大字郡山の隣の地区である大字中野などの周囲の地域については津波による甚大な被害が発生した(乙二86、乙二87)。】

※被告東電が、「長期評価」の15.7mの津波予測を隠していたから、津波と共に伴う原発事故の「甚大な被害」が発生した。

(2)原告は、双葉町が避難指示の対象区域に指定された結果、避難を開始した。

原告第22準備書面の第1の3、原告第18準備書面の第2章の第1、甲二第110号証その他原告の主張及び証拠によれば、原告の避難経過等は以下のとおりである。

【ア 原告は、本件事故が発生した平成23年3月11日から同月12日まで、双葉町役場庁舎内に滞在していた。】

※2011(平成23)年3月11日は、人生で2番目に悔しい思いが強い。

16時40分頃、原子力災害対策特措置法 第15条通報が我が国で初めて、発電所所在町に発電所から発出された。防災訓練を経験してきた原告は、

当然、防災訓練の通りに対応がされるものと考えていた。しかし、原子力防災専門官からオフサイトセンターへの参集連絡が入らなかった。ここから、架空の、或いは、裏メニューがあったのか分からぬが、本来とは違う対応を官邸が始めた。裏メニューとは仮称だが、緊急事態宣言発出を大幅に遅れて出した。避難訓練では、第10条通報が15条通報の前に出されるので、10条通報が出されたら、オフサイトセンターに参集要員が集まり、重要方決定会議が開催されて、予め、予防措置が決められる。次に事故が拡大されたら、第15条通報発出となる。第15条通報の発出を受けたら、官邸危機管理センターにおいて、政府災害対策本部を立ち上げて、この場で総理が間をおかず緊急事態宣言を出すので、本件の場合、遅くとも17時30分頃には、総理大臣が国民に向かって「緊急事態宣言」を行い、この場でEPZの定めで、8～10km以内の住民に避難を指示していた。

官邸の対応は、歴代の総理大臣が上記のように行っていたが、本件事故では、上記のシナリオを実施することなく、発電所所在町には事故情報と参集の連絡がなく、生の情報は閉じられてしまった。避難指示はとてつもなく遅れて21時23分3km以内の避難指示を出したらしいが、原告は確認していない。この避難指示は本来、原告はオフサイトセンターで協議した内容を、派遣しているはずの職員からの連絡で知ることになっていた。同21時52分枝野幸男官房長官が記者会見で避難指示を公表した。この時から、本件事故対応のデタラメが官邸から始まっていた。11日の深夜に、官邸と被告東電が話し合っていた、史上初めてのベント、所謂、生の放射能を放出するという情報まで原告に隠してしまった。

12日は原告の人生で一番悔しい日になった。5時44分10km以内の避難指示が官邸から発出された、やはり、官邸の独断だった。原告は、テレビで知った職員からこの指示を知らせられ、大慌てで避難先探しを始める。町災害対策本部会議を開催して情報を集約して、川俣町方面とすることにし、川俣町長に避難の受け入れを要請して、川俣町へ避難先を決め、防災無線で

川俣町へ避難するよう知らせ、避難を開始した。午前 9 時過ぎには町内から町民の声が聞こえなくなりほとんど町から出ていったが、普段は、双葉町から川俣町まで 90 分程度で到着していたが、この日は、国道 114 号線の大渋滞で、川俣町に着いたのは夕方だったという町民が大勢いた。

原告のこの日の行動は、朝から、庁舎南面に立てていたポールの旗の風向きを観察しながら 14 時まで役場内にいた。町職員は、分担が決まっていた部落の住民と一緒に、川俣町へ向かわせた。役場の西側に駐屯していた自衛隊員は午前中いつのまにかいなくなっていた。時折、役場に来る町民を職員の車に乗せて川俣町へ向かわせていた。2 階の秘書課の南側に置いた線量計が、13 時頃に針が振り切れたのを観察していた。こんなことをしているうち 14 時になったとき、役場に駐在していた双葉警察署員から、「町長限界ですよ」と耳打ちをされた。線量計の針が振り切れたのと同じく、庁舎前の旗が、原子力発電所の方からの風向きに変わっていた時だったので、直ちに了解して、庁舎内に残っていた数名の職員に最終退避命令を発し、原告は、避難体制に入った。この後、ヘルスケアふたばと 2 つの施設の避難が終了していなかったので、原告の車に職員を 2 人乗せて施設に向かった。

この間、発電所では 1 号機のベントを実施していたので、相当被ばくはしていた。町長退任後、上羽鳥地区のモニタリングポストの最高値が 4, 613 マイクロシーベルト/時間だったことが分かった。これも後で知ったことだが、上羽鳥地区には、子ども、妊婦、老人など多数の住民が避難中だったと、聞かされている。

ヘルスケアふたばと、老人施設せんだん及び双葉厚生病院の 3 施設の避難が遅れていた。ここには原告ら町職員、自衛隊員、警察官、施設の職員、バスの運転手などと入所者、入院患者、医師、看護師、それぞれの施設の若い職員など、ここだけでも約 300 人はいたようだ。この人たちのほか、双葉高校ではヘリコプターを待っていた避難弱者と職員たち、そして、双葉高校の近所の住民なども避難待機中だった。

14時40分40秒、上羽鳥地区のモニタリングポストが4, 613マイクロシーベルト/時間を記録し、15時40分頃、1号機の爆発物を頭から被るという本件事故で双葉町民は最大、最高の被ばくをさせられてしまったのである。

この被ばくを「双葉地区住民はハイリスク群」と呼ぶ専門家がいたようだが、それは確かである。この被ばくは、事故情報を原告に知らせることもなく、又、本来約束していた原子力災害対策特別措置法並びに原子力災害対策マニュアルに反し、官邸が原告ら発電所所在町を排除して、事故情報を隠し、素人政治家が不当に介入したことによる「被ばく傷害事件」である。

原告は、これを絶対に許さない。

【イ 原告は、双葉町の住民とともに、平成23年3月12日、川俣町とれんぴあ合宿所に移転し、同月19日まで同所に滞在した後、平成23年3月19日から同月31日までの間、さいたまスーパーアリーナに滞在した。

ウ 原告は、双葉町の住民とともに、平成23年3月31日、埼玉県加須市旧騎西高校に移転し、同日から平成24年9月14日までの間、同校の校長室で生活した。

この期間、双葉町の住民は、旧騎西高校の教室に畳を敷いて共同生活をしていたが(乙二90)、その一方で、原告は、校長室という個室を割り当てられていた。

エ その後、原告は、原告の妻とともに、平成24年9月15日から平成28年11月30日までの間、埼玉県加須市騎西1359-1の貸家で生活し、また、平成28年12月1日から令和2年3月30日までの間、埼玉県加須市不動岡799-3の貸家で生活した。

このうち、埼玉県加須市不動岡799-3の貸家については、2階建ての一軒家で、延床面積は約90平方メートルとなっており(乙二91)、2人で生活するためには十分な広さの住居であったと考えられる(乙二92)。

オ そして、原告は、令和2年4月1日から現在に至るまでの間、「埼玉県加須市中央2丁目7番6号 丸井ビル3階」の貸家で生活している(甲二110)。同所は、3階建ての建物であり、延床面積は約250平方メートル、原告が居住しているとみられる同所の3階に限ると77.24平方メートルであり(乙二93)、2人で生活するためには十分な広さの住居である。また、当該建物は、株式会社丸井が所有するものであり(乙二93)、原告は同社から賃貸しているものであるが、賃料の支払をしていない(原告第26準備書面・15頁)。】

※被告東電がいう個室とは、どのような意図で個室というのか分からぬが、個室という使い方ではなく、町長執務室という使い分けをしていたが正しい。午前7時から午前零時までが執務中で、午前零時から午前5時までが睡眠、午前5時から午前7時までが、シャワーと食事等本日の準備をし、執務中には、訪問者の応対、職員との会議、決済等を行っていた。このことは概ね、東電社員の高木君が騎西高校に常駐していたので、掌握していたと思うが、彼は原告の厳しい時間に追われていたことを報告していなかったのか不思議だ。

【(3) 平成24年12月20日に実施された双葉町議会(平成24年、第4回定期例会)において、当時双葉町町長であった原告の不信任決議案が可決された(甲ハ104・78~81頁)。その結果、原告は、平成25年2月11日に町長職を辞職した(甲二34)。】

※この主因は、本件事故に起因するもので、安全確保協定を遵守して、津波災害対策を完成しておけば、女川原発のように地震・津波対策が完成しているので事故にはならなかつたから、避難生活の窮状が無く町民たちは不満を抱えることもなく、不信任などされることはなかつた。

被告東電の「長期評価」の隠ぺいに伴う騙し打ちのような本件事故が、地元に対する原発は安全という信頼の裏切りが不信任に繋がつた。原発事故が主因

であると同時に、政府災害対策本部の住民の避難のさせ方と対応の仕方が問題にされたのであって、政府の避難指示後の避難生活計画が存在しない中で、被告東電の事故後の扱いが悪かったためである。

#### 第4 原告が主張する各損害についての反論

##### 【1 はじめに】

原告は、原告第16準備書面、原告第18準備書面、原告第19準備書面、原告第20準備書面、原告第26準備書面及び令和2年7月1日付け請求の拡張申立書において、損害論の各論として、避難に関する損害(損害A)、被ばくに関する損害(損害B)、人生破壊に関する損害(損害C)及び財物に関する損害(損害D)の4つの損害項目に大別して、原告に生じた損害を主張している。原告の主張する各損害は、大別すると、精神的損害(損害A、損害B、損害C)と財物損害(損害D)に分けられるところ、精神的損害にかかる法律上の利益としては、後述のとおり、精神的損害については、細分化して別個に評価すべきではない。

そして、本件事故による原告の精神的損害については、原告が主張するように細分化して別個に評価すべきではなく、その精神的苦痛を慰謝する慰謝料額としては、原告の個別の事情を考慮しても、その全体として、帰還困難区域等の旧居住者に対して裁判外で支払っている精神的損害の賠償額である1人当たり1450万円を超えるものではない。

以下では、現時点で明らかとなっている事実関係に基づいて、原告が主張する精神的損害について反論する。】

※何度も言うが、原告は、中間指針に合意したことは一度もなく、中間指針に固執するのは被告東電の勝手な独り言に過ぎない。更に、旧居住者という呼称はいつ、誰が決めて、原告がいつ同意したのか証明が必要である。

原告は、現在も双葉町に住所を置いている。旧居住者と原告を呼称するのであれば、刑法157条に抵触する疑いが生じる。

## 【2 原告の精神的損害については、原告が主張するように細分化して別個に評価すべきではないこと】

原告は、上記のとおり、原告が被った精神的損害として、避難に関する損害(損害A)、被ばくに関する損害(損害B)及び人生破壊に関する損害(損害C)を、いずれも別個のものとして評価し、それぞれについて別個の慰謝料額を主張している。しかしながら、本件事故による避難は、原告の従前の本件事故前までの日常生活を送ってきた場、あるいは生業を営んできた場、そうしたものとしての地域からの隔絶を必然的に伴うものであるから、避難に関する精神的損害、日常生活や就労等に関して生じた精神的損害等を切り分けて評価することなどできない。そもそも、人がなんらかの精神的苦痛を受ける場合には、その精神が一体として影響を受けるものであり、受けた苦痛についてその内容ごとに細分化し、あるいは一定の時間で区切って評価することは本來的に不可能である。換言すれば、精神的苦痛はその性質上、細分化ができないものである。そうであるにもかかわらず無理に慰謝料の要素を切り分けて評価し、その算定を積み上げることは、不可避的に重複評価を生じるものであって、そもそも慰謝料の算定方法として妥当でない。

被告東京電力は、上記のとおり、中間指針等を踏まえた東電公表賠償額に基づいて賠償を実施しているところ、中間指針等においては、避難等対象者の慰謝料に関し、長期間の避難生活のためにコミュニティからの隔絶が生じること、帰宅の見通しがつかないこと等を考慮の上で慰謝料額が評価されている(中間指針「6 精神的損害」の備考4)。】

※「本件事故による避難は、原告の従前の本件事故前までの日常生活を送ってきた場、あるいは生業を営んできた場、そうしたものとしての『地域からの隔絶を必然的に伴うもの』であるから、避難に関する精神的損害、日常生活や就労等に関して生じた精神的損害等を切り分けて評価することなどできない。」について、被告東電の解釈は原告に通じるものではない。「そうしたものとして」は、前例のない本件原発事故においては、被告東電は事故発生当初

「想定外」と叫んでいた。しかし、ここでは「そうしたものとして」と、恰も前例があるかのような言い草である。又、「地域からの隔絶を必然的に伴うもの」ということも、前例を踏襲することを意味している。被告東電の反論は、釈然としない言い逃れをいい続けているようで、反論になっていない。

被告東電に告げる。本件は前例の全くない事故による被害なので、当然のことから他例を引用することは間違いである。被告東電は事故に巻き込んだ経緯を反省するのが前提であり、謝罪と償いが必要である。再度言うが、原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。被告東電のこの反論は、原告の主張を断りと同意もなく、被告の勝手な思いに、大きく誤導しようとしている。尚、「～必然的に伴うもの」について、求釈明を求める。

【また、中間指針等における月額10万円には、「①平穏な日常生活の喪失、②自宅に帰れない苦痛、③避難生活の不便さ、④先の見通しがつかない不安という精神的苦痛」が考慮要素として含まれている(審査会第7回の資料3の2頁)。この点、原告が本件事故時の居住地域から隔絶されたことは、避難生活における通常の被害状況として想定される事情であって、原告が主張する苦痛の内容を斟酌しても、中間指針等が示す賠償額に含まれないものとして別途に賠償対象とされるべき要素は見当たらない。

以上により、原告の主張する精神的苦痛については、いずれも中間指針等を踏まえた東電公表賠償額による賠償において既に一体として評価されているのである。

また、そもそも損害を様々な費目・名目により細分化すれば請求が認められるることは、中間指針等の機能の観点からも妥当ではない。すなわち、①中間指針等に定める慰謝料は、避難生活を送ること自体から生じる精神的苦痛のみならず、避難実施時のストレス(被ばくによる不安感や、避難行動によるストレス)や、相当期間にわたる避難により元の居住場所の周辺環境が一定程度変容することも含め、類型的に想定される本件事故前後の生活状況・生活環境の変

化による不便やストレスなど一切の精神的苦痛を織り込んだものである。したがって、本訴訟で原告が求めている精神的苦痛は、それぞれ中間指針等が対象とする避難に伴う精神的損害の中で包括的に考慮されているものであり、これと別途の損害をいうものではない。

したがって、慰謝料をその内容に応じて細分化することによって、中間指針及びこれを踏まえた東電公表賠償額においてあたかもそれが評価されていかかのようにいう原告の主張は失当である。

以下では、原告の主張に対応する形で、損害Aないし損害Dについて、順次反論をする。】

※「中間指針等の機能の観点からも妥当ではない」について、原告は中間指針に依拠しないことは既に主張しているので、被告東電の反論を聞き入れることはない。

「通常の被害状況として想定される事情であって、原告が主張する苦痛の内容を斟酌しても、中間指針等が示す賠償額に含まれないものとして別途に賠償対象とされるべき要素は見当たらない。」という被告東電の反論は、争点を中間指針にはぐらかしているが、国を挙げた緊急事態の事故において、緊急かつ非常時を意味している被害・損害を問題にしているのであって、原告の恐怖心と日本政府に対する不信感は測りようがないほど大きいものである。

原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。尚、①の反論では、それについて細かく述べているが、細かい項目ごとに仕分けして、計算式と単価の釈明が無いと、聞きいれることはできない。一見、原告の主觀を代弁しているように装っているようだが、原告は、一度も被告東電に中間指針を引用することを委任したことはない。又、ここで新たなストレスを産んだので、追加請求を考えなければならない。原告のストレスを言うのであれば、判断根拠を示してから反論すべきものと考えている。示すことができないときは、単なる言いがかりをつけているに過ぎない、新たなストレスの発生と断じる。

### 3 避難に関する損害(損害A)について

#### I(1) 避難生活による損害の評価について

原告は、本件事故により避難生活を余儀なくされ、居住移転の自由(憲法22条)及び生存権(憲法25条)が侵害されたと主張する(原告第16準備書面・9~11頁、原告第18準備書面・9頁)。そして、原告は、原告第26準備書面において、甲二第110号証に基づき避難経過を明らかにした。

しかしながら、原告は、本件事故「前の生活状況について、依然として具体的に主張しておらず、また、本件事故「後」の生活状況等についても、各避難先へ移転したことや双葉町町長として長時間の執務を強いられたことを主張するのみで、原告の平穏な生活にどのような影響や制限が生じたのかについては具体的に主張しておらず、客観的な証拠に基づく立証も乏しい。このような立証状況を踏まえ、本件事故による原告の精神的損害については、被告東京電力が公表して、裁判外で支払っている帰還困難区域等の旧居住者に対する慰謝料額である1人当たり1450万円を超えるものではない。以下、若干敷衍して主張する。】

※「原告は、本件事故により避難生活を余儀なくされ、居住移転の自由(憲法22条)及び生存権(憲法25条)が侵害されたと主張する(原告第16準備書面・9~11頁、原告第18準備書面・9頁)。」について、居住移転の自由ではなく、責任論から言えば常識的に被告東電が居所の準備をすべきものである。しかし、責任者が不在で、本当の自由は奪われたままである。被告東電はそれに気づかないくらい、自分勝手でナルシストなのである。

「原告は、本件事故前の生活状況について、依然として具体的に主張しておらず、また、本件事故『後』の生活状況等についても、各避難先へ移転したことや双葉町町長として長時間の執務を強いられたことを主張するのみで、原告の平穏な生活にどのような影響や制限が生じたのかについては具体的に主張しておらず、客観的な証拠に基づく立証も乏しい。」と言っているが、原告は既に立証済みである。

原告の主張に反論するのには、被告東電は、この人災に目を閉じて、原告らの窮状を見ていないと、現場の実証がないからである。原告が主張してきた準備書面は、事実そのものであり、事実以外に膨らませたものでもない、被告東電の反論は、単にケチをつけるだけの反論に過ぎない。もう一度言うが、原告は、不当で不明瞭な中間指針を論じる被告東電の反論は、奸詐そのものである。

【ア 帰還困難区域等の**旧居住者**に対する裁判外での精神的損害の賠償額被告東京電力は、中間指針等を踏まえ、

(i) 平成23年3月から平成24年5月までの期間に対応する150万円(月額10万円であり、中間指針等における第1期及び第2期に対応する。)

(ii) 平成24年6月から平成29年5月までの期間に対応する600万円(月額10万円であり、中間指針第二次追補における第3期に対応する。)

(iii) 平成26年3月以降に対応する700万円(中間指針第四次追補に基づき、避難が長期化する場合の慰謝料として1000万円の慰謝料が認定されるが、その1000万円から、(ii)の600万円を月額に換算した場合の将来分((ii)と(iii))の期間が重複する平成26年3月以降の分である。)の合計額である300万円(ただし、通常の生活費の増加費用を除く。)を控除した金額である。)

の合計金額である1450万円を、帰還困難区域の居住者に対して支払っている。

この慰謝料は、生活費の増加分も加味して決定されている。また、一般的には本件事故により平穏な日常生活を阻害されることや避難生活の不便さに伴う精神的苦痛は、時間の経過に伴い日常生活の平穏を取り戻していくことによって遞減していくことが想定される一方で、自宅に帰れない苦痛や先の見通しがつかない不安といった要素は避難が長期化することでかえって増大するとの考え方の下、賠償の対象となる期間中はこの基礎となる月額10万円は遞減しないとの前提で算定されているものである。

このような中間指針の考え方については、被告東京電力準備書面(3)において詳述したとおりである。】

※被告東電がいう中間指針についてご教授いただくのはありがたいが、原告は、

不当で不明瞭な中間指針を論外としているので、ご遠慮申しあげる。

【イ 本件事故後の原告の避難状況、生活状況を踏まえても、原告の避難生活に伴う精神的損害は1450万円を超えるものではないこと

原告は、本件事故による政府の避難指示によって避難を余儀なくされ、長期間にわたって、本件事故当時の居住地に帰還して生活することができない状態に置かれており、その点において、本件事故当時に享受していた法律上保護される利益としての「平穀生活利益」の侵害を受けたことについては、被告東京電力としても争うものではない。

その上で、このような法益侵害に対する法律上相当な慰謝料額の算定が問題となるが、原告に関する事情についてみれば、以下の点を指摘できる。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

「このような法益侵害に対する法律上相当な慰謝料額の算定が問題となるが、原告に関する事情についてみれば、以下の点を指摘できる」について、原告は既に自身の損害を請求済みなので、被告東電の中間指針について従うことはない。

①【原告は、本件事故当時、双葉町の町長の職にあり、本件事故後もその職を失っていない。双葉町の多くの住民は、政府の避難指示により避難を余儀なくされた結果として、**旧居住地**を中心として成立していた農業や商業、会社勤務などの職業等からの離脱を余儀なくされ、収入も失うなどの被害を類型的に受けたものといえるが、原告については、そのような事情は当てはまらない。すなわち、職業生活という生活基盤を本件事故によって奪われたという事情は原告には妥当しない。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。「**旧居住地**」と被告東電が呼称しているが、双葉町のどこに「**旧居住地**」があるのか、図示して頂けたい、求釈明を求める。

②【また、原告は、平成23年3月12日以降、双葉町民の住民とともに、川俣町とれんぴあ合宿所、さいたまスーパーアリーナを経て、旧騎西高校で生活しているところ、これらの避難生活では、双葉町民の住民ごと移動しており、避難先においても、本件事故以前に双葉町内で形成されてきた人的関係や地元のコミュニティから「隔絶された」というものではなく、むしろ、埼玉県内で引き続き従前の人間関係に基づく生活を送っていたことが窺われる。また、本件事故後も町長としての業務を継続しており、町民とのつながりの中で生活を送ってきたことが窺われる。その点では、政府の避難指示によって、従前の地域コミュニティから全く切り離された避難生活を余儀なくされたという事情は、原告には妥当しない。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

地方公務員法、地方自治法、双葉町例規集のどこにも、不正義なことを役務とすることを、定められている法律・条例規則は存在しない。この為、一企業の被告東電に、公的な判断をされることはない。不正義なことは既に原告の陳述書で指摘してきているので、ここでの説明を省く。

「避難先においても、本件事故以前に双葉町内で形成されてきた人的関係や地元のコミュニティから『隔絶された』というものではなく、むしろ、埼玉県内で引き続き従前の人間関係に基づく生活を送っていたことが窺われる。」について、本件原発事故前の双葉町には51.4㎢内に約7,000人弱が済んでいたが、本件原発事故をきっかけに日本各地に「隔絶」状態の分散避難をしているのに、被告東電は目も耳もないような誤りの見苦しい反論をしている。

③【また、原告は、平成23年3月31日から旧騎西高校の校長室で生活しており、双葉町の住民が教室に畳を敷いて共同生活をする一方で(乙二90)、校長室という個室内で生活し、一定程度プライバシーが確保された空間で生活していたことが窺える。】

※町長室の性質上個室が必要だった。執務室というものだった、四六時中、救

急車の来校も激しかった。天皇陛下御夫妻をお迎えするのにも使った。この部屋は、騎西高校で唯一多目的に使えた。被告東電の社長らもこの部屋を使っている。町長の生活の個室という使い方はできなかった。被告東電の反論は、何か思い付きではないのか。又、1日24時間、終日勤務するためだった。本件事故対応の為だった。本件事故が無ければ、好んでこのような部屋の使い方をする必要がなかった。反論は被告東電の悪意に満ちた言いがかりである。

④【埼玉県加須市は、都心から概ね50キロメートル圏内にあり、東北自動車道と国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向に通っており、東側が国道4号に近接するなど交通の便も良好であり(乙二94)、そのような中で原告が行動の自由や移動の自由について制限されていたものでもない。】

※被告東電は限度を超えた、いい加減な作り話を言う。原告の私権と内心の自由まで、被告東電に言われるものではない。

騎西高校は埼玉県からの斡旋で避難したまでで、双葉町が主体的に選んだのではない。この時、原告には連日の交渉、打ち合わせ、会議、来客対応等で事故以前に有った休息は全く無く、用便すら時間に追われていた。被告東電のこの無礼な反論に激怒している。

被告東電が「行動の自由とか移動の自由が制限されていない」という作り話は、原告の実行動を策文したもので、実証がないでたらめを言って法廷を混乱させようとしているだけである。

⑤【旧騎西高校に隣接する農地において、平成23年10月1日、双葉町民用の農園として「双葉町元気農園」が開園しており、自由に野菜を育て、収穫することが可能になっており(乙二95)、双葉町の住民とともに埼玉県内で生活を送る環境も徐々に整えられていたことが窺われる。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

「双葉町元気農園」の開園は、事故以前の生業或いは家庭菜園の想い出によって作られたと考えている。この農園の発祥について原告は関与しておらず、詳しいいきさつは分からぬが、騎西高校というおおよそ住居とはいえない環境に苦しんだ結果、避難者らが事故前の故郷の生活を偲んで、作ったものと受け止めている。

これを被告東電は、誰に聞いたのか分からぬが、埼玉県内での避難生活環境が改善されたのなら、どうしてここに暮らす町民が減っていったのかを考えなければならぬ。騎西高校の校内に、どれだけの安住できる環境があつたのかの考慮も無しに、勝手な感想で主張されるのは、更に、この人たちの心を傷つけるのかも分からぬで、いい加減な根拠の乏しい主張しているにすぎない。

⑥【さらに、原告は、平成24年9月15日からは、原告の妻とともに、埼玉県加須市騎西1359-1の借家に入居して以降、同市内の住居で生活していることであり、校長室での生活に比して生活環境は改善していると考えられる。】

この点、原告は、埼玉県加須市中央2丁目7番6号では原告の家族と同居できておらず、そのことが損害額の加算事由になり得ると主張する(原告第26準備書面・15頁)。しかしながら、原告は、令和2年3月30日までは原告の妻と同居していたとのことであり(甲二110)、原告の家族との同居の有無に係る背景事情もそもそも明らかではない。また、家族と同居生活をするか否かは家族間の事情によるものであるところ、その事情が全く不明であることから、本件事故から約9年が経過した令和2年3月末以降家族と同居していないとしても、そのことをもって本件事故による精神的損害を基礎付けるものとはいえない。

また、原告は、賃料は福島県の負担となるが、株式会社丸井は福島県に対して家賃相当額の費用請求を一切しておらず、むしろ加算事由になり得るなどと主張しているが(原告第26準備書面・15頁)、原告の主張によれば、福島県に対して家賃相当額の費用請求を一切していないのは訴外株式会社丸井の経営判断にあると

考えられるから、いずれにせよ、本件事故による原告の精神的損害の加算事由には当たらない。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

この反論は、24時間の職務に疲労が募り、町長室での勤務に耐えられないと考え、移ったものである。係る反論は加害者の意識が全く無く、粗悪な反論をしているが、原告の精神的な損害と言うのではなく、被告東電の公約の「止める・冷やす・閉じ込める」を果さなかったことを損害請求しているので、筋違いの例をもって請求しているのではない。

【以上より、本件事故後の原告の個別の事情を踏まえても、原告の避難生活に伴う精神的損害は1450万円を超えるものではないというべきである。1人当たり1450万円の慰謝料額とは、月額10万円(年額120万円)の慰謝料を12年以上にわたって、時間の経過に関わらず一切低減させずに受領するという水準であり、避難を余儀なくされたことによる原告の精神的苦痛については、これを金銭評価しても、かかる金額を超えるものではないというべきである。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

原告は第21回 原子力損害賠償紛争審議会において、発言したことを実践しているのである。尚、事故は終了していない、平成23年12月16日の事故収束宣言は、奸詐を物語っている。

(2)【双葉町町長として長時間の勤務を強いられたことにより本件事故による原子力損害(精神的損害)が発生したとはいえないこと

ア 町長としての法律上の職務の遂行について、本件事故による精神的損害の発生は観念できること

原告は、町民としての損害と町長としての損害とを区別するのは当然であり、町民としての損害に町長としての損害を加算されるべきであると主張する(原告第26準備書面・5~6頁)。

しかしながら、そもそも原告が双葉町町長として長時間の執務を強いられたとしても、そのことにより、原告に本件事故による精神的損害が生じたとは評価できない。すなわち、本件事故後に原告が双葉町町長(町災害対策本部長)として原災法上の職務を行う立場に置かれたが、原告の町長としての原子力災害対策特別措置法上の責務は、双葉町町長の地位にあることにより生じる法律上の職務であり、双葉町町長としての業務量が増加し、又は平時に比して変容したとしても、双葉町町長(町災害対策本部長)の地位にあることから発生する負担の増加は、町長としての職務に伴う負担として受忍すべきものであり、そのことをもって原告の法的な損害に当たるということはできない。

その上、本件事故のように特定の原因事実によって各種・多様な形での精神的損害を被ることが想定される場合に、それぞれの精神的苦痛のあり様を格別に区分して慰謝料額を算定することが行われていないことは、本訴訟と同様に本件事故による精神的損害について争われた東京地方裁判所平成31年3月27日判決(乙二82)などからも明らかである(被告東京電力準備書面(10)\*10頁)。

考えるに、町民であっても、原告のような公職ではないとしても、それぞれの仕事の関係で本件事故後に負担を負った場合があり得ると考えられ、原告が公職にあったがゆえに別個特別に扱われるべき根拠は不明である。また、被告東京電力が裁判外で賠償している慰謝料額においては、避難生活に伴う従前の生活環境からの変化等による相当程度の日常生活阻害の精神的苦痛については広く賠償の対象とされて慰謝料額が算定されているのである。したがって、原告が、本件事故後の状況の中で、本件事故以前にはなかった社会生活上、職業上の苦労をしたという点も、被告東京電力が提示している1人当たり1450万円の慰謝料額においては当然考慮されているものであって、その点で、帰還困難区域の居住者であった他の町民と特に異なることはない。原告は、中間指針における精神的損害については、避難対象者としての町民の損害しか想定しておらず、町長としての身分、立場にある者を想定したものではないため、指針として不合理であると主張するが(原告第26準備書面, 6頁)、中間指針は特定の職業に着目するものではないが、

避難指示によってあらゆる職業の住民に対して平穏な生活利益の侵害が生じていることについては広く慰謝料額の算定において考慮しているものと解されるのであって、この点で公職だけが特別と解すべきものといえない。

したがって、原告の上記の主張によつても、上記慰謝料額を超える精神的 損害が基礎付けられるとはいえない。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

原告は、双葉町長として本件事故前には、ほぼ毎日、7時30分頃に双葉町役場に登庁し、この日の予定を消化し、余計な仕事の東電からのトラブル報告を検分して、午後7時30分頃退庁して帰宅していた。

本件事故後には、平時の勤務時間を大きく超え、四六時中紛争状態になっていた。被告東電が原告に対して事故時の対応は当たり前と主張するならば、どうして、原災法第10条通報並びに第15条通報を双葉町に発出した時、電話でその詳しい内容の報告をしなかったのか、更に、世界で初めてのベントを実施する前に双葉町災害対策本部に報告し、了解を得ないで、12日にベントして、夥しい被ばくを、多くの町民にさせたのか等を問わなければならない。

「すなわち、本件事故後に原告が双葉町町長(町災害対策本部長)として原災法上の職務を行う立場に置かれたが、原告の町長としての原子力災害対策特別措置法上の責務は、双葉町町長の地位にあることにより生じる法律上の職務であり、双葉町町長としての業務量が増加し、又は平時に比して変容したとしても、双葉町町長(町災害対策本部長)の地位にあることから発生する負担の増加は、町長としての職務に伴う負担として受忍すべきものであり、そのことをもって原告の法的な損害に当たるということはできない。」について、災害対策基本法第1条に定められている～中略、「責任の所在を明確にするとともに、」～となっていたが、しかし、本件においては、責任の所在を「不明確」にして、同法並びに原子力災害対策特別措置法等の定めを放棄した体制で、無法の限りを尽くしている。このような事をしている被告東電一味が、原告に法を守れと言える訳がない。本件原発事故後に、官邸と原子力安全・保安院らの任務懈怠によって生じた過重

な仕事量は、被告東電・政府の不作為が原告の過重な負担となっていた。

「双葉町町長としての業務量が増加し、又は平時に比して変容したとしても、双葉町町長(町災害対策本部長)の地位にあることから発生する負担の増加は、町長としての職務に伴う負担として受忍すべきものであり、そのことをもって原告の法的な損害に当たるということはできない。」について、重ねて言うが、法、規則、マニュアルがありながら、これを被告らが勝手に破り、ルールなき事故対応を官邸の密室で行っていることなど到底予想が付かない。スポーツに例えれば、バレー ボールコートで野球をやるような、全く話にならない状態を作られた原告ら発電所周辺自治体に、守備する位置などなかった。到底、職務を果たすこと等できるわけがない。

被告東電に問いたい、天下の公約の「止める」「冷やす」「閉じ込める」がどうして実現させなかつたのかについて、詳しく求釈明を求める。

又、双葉町長の役目は、町民の「生命、身体及び財産を保護する」ことにあり、被告東電の不作為の徒労に終わることや、励むものではない。双葉町の条例規則には、不当な事件に苦役をさせられることは決められていない。

その上で、被告東電は、他の裁判の悪例を引き合いに出しているが、全く話にならない責任回避のために論じているのであって、受忍などは論外である。

イ【東京地方裁判所平成31年3月27日判決が合理的なものであること原告は、東京地方裁判所平成31年3月27日判決について、慰謝料IIの細目が重複していると論じているだけであって、慰謝料Iと慰謝料IIが重複しているとまでは論じておらず、同判決は理由齟齬の不当判決であって、原告の主張に対する反論の根拠とはなり得ないと主張する(原告第26準備書面・6頁)。

しかしながら、東京地方裁判所平成31年3月27日判決(乙二82)は、「避難生活及び本件事故発生後避難完了までの間における放射線被ばくから生じる健康不安による慰謝料(慰謝料I)と、人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失による慰謝

料(慰謝料Ⅰ)とを区別した上で、別個に請求しているものであるが、…同一訴訟物を成す実体法上の1個の請求権の細目である以上、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱを分けて算定する必然性はない。」とした上で、「慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱとは、その内容において截然と区別することが困難なものである。このような性質上、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱを分けて慰謝料額を算定すると、同一の事由を二重に評価するおそれがある。」と判示している。そのため、当該判決では、原告が主張するように慰謝料Ⅱの細目が重複していると述べるのではなく、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱが同一の事由に基づき発生するものであることを理由しており、理由齟齬の点は存在しないのであるから、原告の主張には何ら理由がない。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。被告東電は、悪意をもって争点をはぐらかしているに過ぎない。

#### ウ 【東京地方裁判所平成30年6月27日判決についての原告の主張に理由がないこと

原告は、マンション内で生じるトラブルについて対応することにより生じる理事の業務量の増加が理事長の職務に伴う負担として受忍すべきものと判示した東京地方裁判所平成30年6月27日判決(ウェストロー・ジャパン、乙二81)について、「マンション内で生じる居住者間のトラブル」への対応を要し、理事長の当然の職務の範囲内の事柄であり、かつ、その職務の質的・量的な程度が加害居住者に損害賠償を求めるに至らない受忍すべき程度のものと評価された事案であると解した上で、原告の本件事故対応は、町長の職務であっても、その原因を作出したのは被告東京電力であり、「マンション内で生じる居住者間のトラブル」への対応とは質的・量的に異なるとして、町長の職務であることを理由に受忍すべきものではないと主張する(原告第26準備書面・13~14頁)。

当該判決は、マンションの管理組合及び理事長が管理権侵害行為を行った居住者に対して損害賠償を請求した事案において、当該居住者の行為がマンションの管理組合及び理事長に対する不法行為を構成するとした上で、マンションの管理組合の

損害については認めつつも、理事長の損害については、理事長としての業務が増加したとしても、それは理事長の職務に伴う負担として受忍すべきものであるということを判示したものである。当該判決によれば、業務量の増加が理事長の職務に伴う負担として受忍すべきであるか否かの判断にあたっては、理事長としての業務の範囲内にあるか否かを考慮しており、原告が主張するような職務の質的・量的な程度を考慮するとは説示されていない。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

これこそ奸詐の見本である。比べる原則は、内容、単位、計算式が同じでなければならない。これは、小学生の算数の基本である。

本件は、悪質性、広域性、長期間、多重性、多層性から言えば、マンションの管理に係わるような簡単なものではない。本件事故の意図的悪質さは天下一のもので、事故前の公約の「安全確保協定」に反し、「長期評価」による危険性を隠し、事故後は被告国と連座して、被ばく被害を20分の1に矮小化して、事故の責任を国民、電気利用者に押しつけている公務員職権濫用罪の要素が非常強い、本件事故対応と比べるのは、算数の原則を無視した詭弁である。

【原告は、双葉町長として、町災害対策本部長の任に当たって、原災法上、町民の生命、身体及び財産を保護する責務を課されることとなり、避難生活の中で、当該責務を果たすための職務を不眠不休で執行することを強制されたことにより精神的苦痛が発生したことを理由に、精神的損害の賠償を求めているが(原告第16準備書面・9~11頁、原告第18準備書面・9頁、12~13頁)、原告が避難生活の中で、双葉町長として、町災害対策本部長の責務を果たすために職務を遂行することは、原告の町長としての原子力災害対策特別措置法上の責務として、双葉町町長の地位にあることにより生じる法律上の職務であると解され、双葉町町長(町災害対策本部長)の地位にあることから発生する負担の増加は、町長としての職務に伴う負担として受忍すべきものであり、そのことをもって原告の法的な損害に当たるということはできない。】

※被告東電が略称「原災法」を言うのであれば、本件事故において、どれだけ原災法の成り立ちからはじめ、原災法を遵守したかが分かるはずである。被告東電が示した証拠には、被告東電は社会的安全確保が求められていたにもかかわらず、最大で最高の危機管理を隠ぺいして置き去り、利益追求のために発電所周辺自治体に、「長期評価」に関する情報を隠していたことを無視して、自治体と原告に法外な役務を求める法理は存在しない。

官邸が原災法第23条を減却して、地元の立地町を合同対策協議会から排除して、法外なことをしてきたことも、大きなストレスとなっている。

このような状況下で、中間指針という脆弱な賠償金（案）が作られた。このために、法を守ろうとしてきた原告は、被告東電の不当な反論は絶対に受け容れられない。

被告東電はどこから「法」を持ち出したのか意味が分からないが、原災法を守るのは双葉町災害対策本部長の役目だから、その責務を果たすのが当たり前、それは理解している。だから、被ばく被害防止のために、双葉町民を被ばくの少ない埼玉県まで避難させた。政府災害対策本部長が原災法をないがしろにして、内閣府原子力被災者生活支援チームという架空の組織を作り、ウソを重ねて被告東電を助けていることを、被告東電はここで語るべきである。法外な組織の内閣府原子力被災者生活支援チームによる、迫害に等しい行いのひき逃げ状態の犠牲者は、関東、東北一円に広がっていることも、ついでに述べておきたい。この法外な組織によって、被告東電は、関東、東北一円の被害の損害賠償請求から逃れられていることも事実である。

重ねて言うが、原告は法を守ろうと努力をしてきた、これからも正しい法律は守っていく。法も約束も守らない被告らにこそ、非難と訴追を受けるのは、自然な成り行きである。

#### 4 人生破壊に関する損害(損害C)について

##### 【(I)一次的被害について】

ア 原告の生活環境(地域共同体である自治体)の破壊に本件地震・本件津波が寄与していること

原告は、原告が主張する自治体の破壊について、津波・地震により財物に損害が発生したことにより自治体が破壊されたのではなく、本件事故に伴う放射能汚染により双葉町が「住めない町」とされたことが原因であると主張する(原告第26準備書面・29頁)。

しかしながら、被告東京電力準備書面(10)の第4の3(1)ア(イ)で述べたとおり、双葉町では、本件地震により家屋の倒壊等の被害が発生し、また、国道6号線の東側の平地のエリアでは、本件津波により、家屋の倒壊や流失といった甚大な被害が発生しており、東日本大震災による甚大な被害が発生した(乙二86、乙二87)。双葉町の建物が損壊することによって、生活の場である住居や職業の場である社屋等が損壊したのであり、仮に原告が主張する地域共同体である自治体の破壊に係る損害があるとしても、そのような損害の発生は、本件事故がなくとも一定程度は免れなかつたのであり、原告が主張する地域共同体である自治体の破壊に本件地震・本件津波が影響を与えていたことは事実である。

また、双葉町については、被告東京電力準備書面(10)の第4の3(1)ア(ア)で述べたとおり、令和2年3月4日、双葉町に出されていた避難指示が一部解除され(乙二84の1、乙二84の2)、これに伴いJR双葉駅の周辺などは通行証なしで自由に立ち入りができるようになり、また、同日、双葉町にあるコミュニティセンター内に役場連絡所が開所し、役場機能の一部が町内に戻るなどしてお(乙二85)、放射能汚染により双葉町が「住めない町」となったとする原告の主張は事実とは異なる。】

※「しかしながら、被告東京電力準備書面(10)の第4の3(1)ア(イ)で述べたとおり、双葉町では、本件地震により家屋の倒壊等の被害が発生し、また、国道6号

線の東側の平地のエリアでは、本件津波により、家屋の倒壊や流失といった甚大な被害が発生しており、東日本大震災による甚大な被害が発生した」について、被告東電がよそ事のように語っているが、「長期評価」の15.7mの津波情報を双葉町に隠しておいて、隠ぺいによる甚大な被害と重ねて語っている。

被告東電の歪曲に反論する。地震・津波によって、双葉町の地方公共団体の社会秩序が破壊されたのではない。被告東電の原発の「周辺監視区域内にだけ」に放射能を放出していれば、地域崩壊に至る避難などしなくともよかつた。

しかし実際には、2011（平成23）年3月11日17時頃から放射能の放出が始まり、今日現在まで放射能の放出が続いている。双葉町の法的避難指示は、原災法第15条に則って出されたもので、地震・津波によるものではない。被告東電は、真実から大きく逸脱した虚偽を主張しているが、原告の提訴を混乱させる意図があり、取り合うことはできない。

被告東電は更に、避難指示解除について言及しているが、原子炉等規制法並びに放射線障害防止法に基づけば、一般公衆は1ミリシーベルト以下を基準としている。違法組織の内閣府原子力被災者生活支援チームが違法な20ミリシーベルトを主張し、原告及び善良な国民に違法な我慢を強いている現状において、避難解除を進めることは、天に唾する如くの悪事である。

原災法を盾にするならば、避難指示解除後も、原災法第15条発令下の緊急事態宣言中であることは、確かにおかしな話である。このことは原災法違反となる。

因みに、原告が体験した防災訓練時のシナリオを下記に示すと



67

双葉町が所持している上記のシナリオは、平成20年度総合防災訓練時に保安院が作ったものと考えられる。事故の収束は「放射性物質の放出が停止した後となっている。」が、現在も止まっていないし、これからトリチウム放出が続いている間は、事故の収束ができないので、避難解除ができるはずがない。

「令和2年3月4日、双葉町に出されていた避難指示が一部解除され(乙二84の1、乙二84の2)、これに伴いJR双葉駅の周辺などは通行証なしで自由に立ち入りができるようになり、また、同日、双葉町にあるコミュニティセンター内に役場連絡所が開所し、役場機能の一部が町内に戻るなどしており(乙二85)」について、上記図でわかるように、避難解除は事故現場の原子力発電所から放射性物質の放出が止まり、周辺環境の安全が確認されたら緊急事態宣言が解除され、避難指示も解除されることになっていたが、違法組織の内閣府原子力被災者生活支援チームの悪しき誘導で、双葉町を含む町村は避難解除をしてきている。このことは、災害対策基本法で定められている「住民の生命、身体及び財産」を保護しなさいという、法律に違反していることになる。

「放射能汚染により双葉町が『住めない町』となったとする原告の主張は事実とは異なる。」について、原告の被ばく被害は、事故前の環境放射線0.05マ

イクロシーベルト/時間と、事故前と同じ方法で測った、事故後の環境放射線量にプラスの差があれば、住めない町の環境汚染が続いていることになる。

本件事故後のインチキは凄まじいものがあり、かつての JC0 臨界事故時では、1 ミリシーベルト/年間を被ばく被害基準としていたものを、本件では、20 倍に引き上げることで、被ばく被害を免罪にしようと企んでいる。しかし、これは天に唾するがごとく、このウソはいずれ大きな津波のような反撃が世論から攻撃されると睨んでいる。

又、2010（平成22）年の防災訓練で採用していた、原子力災害対策マニュアル（平成22年改訂版）の6ページに、被ばく患者（被ばくのおそれがある者も含む）となっていることを、隠しているから被ばく被害を隠蔽できている。

したがって、原告の主張は正しい。

#### 【イ原告の生活環境(地域共同体である自治体)の破壊に係る損害についての主張立証を欠くこと

原告は、原告の生活環境(地域共同体である自治体)の破壊に係る損害額については、その内容が「自治体において享受していた人格形成上の有形・無形の益」であり、かつ、かかる利益が本件事故前までに形成・蓄積されてきた有形・無形の基盤で得られていたことを斟酌して計算されるべきであって、「500万円は下らない」とことは当然であると主張する(原告第26 準備書面・30頁)。

しかしながら、原告は、原告の生活環境(地域共同体である自治体)の破壊に係る損害の内実について具体的な事実の主張・立証をしていない。また、この点を撇くとしても、被告東京電力が公表している帰還困難区域等の旧居住者に対する精神的損害の賠償額である1人当たり1,450万円には、中間指針第四次追補に基づき、避難の長期化に係る慰謝料額(1000万円)が既に考慮されており、長期にわたり帰還できないことが見込まれる状況にあることを踏まえ、「移住を余儀なくされる状況にある」との法的評価に基づいてその精神的苦痛を慰謝するに足る賠償額が定められているのである。

したがって、双葉町の帰還困難区域において長期にわたり帰還できない状況にあることによる原告の個人的法益の侵害に対する慰謝料額として、上記1人当たり1450万円の慰謝料額は、帰還困難医域内においては生活環境が破壊され、帰還し得ず、移住せざるを得ないという状況認識に基づいた慰謝料額として定められているのであり、その金額の算定に当たっては、一家の支柱の死亡の際の慰謝料額をも参照して慰謝料額が算定されているのであって、原告が主張する精神的損害について十分に慰謝するに足りる水準となっている。したがって、双葉町内における原告の生活環境(地域共同体である自治体)の破壊に係る原告の主張を考慮しても、上記公表慰謝料額を超える損害の発生は認められない。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

反論は被告東電の策文に過ぎない。

#### ウ 【就労の場の喪失による逸失利益が損害とならないこと

原告は、双葉町内における会社事業が破壊されている以上、双葉町内における会社経営の「機会」の前提が存在しないと主張する(原告第26準備書面・31頁)。

しかしながら、原告は、本件事故当時、双葉町長の職にあり、営業利益を生み出すような実質的な会社経営を行っていなかつたと考えられるから、原告が会社経営によって将来得られた利益(逸失利益)の存在は認められない。また、仮に存在が認められるとても、それは訴外である当該会社の損害であり、訴外会社の実情に基づき、その損害の存否については別途法的判断がされるべきであって、原告の精神的損害として考慮すべきものはない。なお、原告は、町議会による不信任決議を受けてその職を退任した後において、少なくとも株式会社丸井において同社の事業に関与していることが窺われるから、原告が「会社経営の事業」が喪失したともいえない。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

原告は自己の請求権によって請求している、前例のない悪質な故意による原発事故で、債権者には最も悪質な故意の事件に対して、請求を否定される約束

がない。

(2) 二次的被害について

ア【職務執行の妨害によって原告が被った精神的損害について】

原告は、二次的被害として、被告らの原子力災害の未然防止及び発生した原子力災害防災上の違法な対応により、町長としての正当な職務執行が妨害されて町民に甚大な被害を及ぼすこととなったことによる精神的苦痛が発生したと主張し(原告第18準備書面・17頁)、また、原告は、被告東京電力準備書面(10)の第4の3(2)アにおける主張に対して、「『職務執行妨害』の具体的な内容は、原告第18準備書面第4章第1の3(1)-17頁において詳述している」と主張する(原告第26準備書面、33頁)。しかしながら、原告は、原告が被ったと主張する職務執行の妨害の内容として、上記主張以上に明らかにしていない。すなわち、原告が受けた職務執行妨害の内容、主体、原告の職務執行が妨害されたことにより町民に発生した被害の内容、また、板にそれらの事実があったとしても、その結果として原告が被った精神的苦痛の内容について具体的に主張されておらず、その基礎となる事実関係、内容が特定されず、不明なままである。原告が主張する漠然とした事情をもって、原告個人の法益侵害があったと評価することはできないし、妨害をした者ではなく、被告東京電力が責任を負うこととなる理由も不明である。

したがって、原告がいう「職務執行の妨害」によって原告が被った精神的損害に係る原告の主張にも理由がなく、1人当たり1450万円の慰謝料額を超える原告の精神的損害を基礎付けるものではない。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

職務執行妨害とは原災法に反し、地方公共団体の長の原告を、災害対応組織の原子力災害合同対策協議会から排除して、事故情報を閉ざし、隔絶された官邸の小部屋で、緊急事態の対応を被告らの有利になるよう様々なことを決めたことで、原告に課されていた「町民の生命、身体及び財産を保護する」義務の行使を阻まれたことを、職務執行妨害という。この職務執行の最大の妨害は、官邸らの情報閉鎖で、2011(平成23)年3月11日に、大幅に遅れた緊急事態宣言の発出

から始まり、事故の規模を考えず狭い3 km以内の避難指示、世界初のベントについて、発電所立地の双葉町災害対策本部へ知らせること、了解を取ること等一切行わず、実施させ夥しい被ばくをさせた。この時、発電所では炉心溶融が起きていたのも関わらず、原子力機能に素人の官房長官は未だ放射能は出ていませんと嘯いていた。遅きに失していた避難指示拡大をようやく E P Z の約束の 10 km以内という避難指示を出した。しかも、この指示は原子炉が煮えたぎって溶けているにもかかわらず、被告らは炉心溶融を隠蔽していた。勿論、情報閉鎖と原子力防災専門官の任務懈怠により（或いは中央の指示も考えているが）オフセンターへの参集の連絡はなく、双葉町災害対策本部は全く事故の進捗を知られていなかつた。この為、ベントの実施も知らず、まして 1 号機の爆発の兆候すら知らなかつた。12日に政府の避難指示をテレビで知り、情報社会に有りながら大急ぎで避難先を探すという、前近代的な対応で全町民へ避難指示を発出した。

この時、ベントが実施されていることも知らず、1号機の危機は爆発するまで知らなかつた。このため、原告は町民の生命、身体を保護する責務に反してしまつた。町民の保護を妨害したのは、発電所で起きていた緊急事態の情報を閉ざしていた被告東電と被告国の仕業である。これを原告は公務執行妨害と語つてゐる。

中間指針もその延長上で被告らの責任を不明にして、債権者に苦役と我慢を強いられてきたことを問題視しているので、謎の多い「中間指針」を採用することなど決してできない。

イ【本件事故により人間関係の深刻な破壊による精神的損害について

原告は、人間関係の深刻な破壊による精神的損害が発生したと主張し(原告第18準備書面・20頁)、また、原告は、被告東京電力準備書面(10)の第4の3(2)イにおける主張に対して、「人間関係の深刻な破壊とその原因については、原告第18準備書面第4章第1の3(2)ア①・18頁において、主張、立証済みである」と主張する(原告第26準備書面・34頁)。しかしながら、原告は、人間関係の深

刻な破壊を基礎づける具体的な事実について主張しておらず、また、仮に人間関係の深刻な破壊が発生していたとしても、その原因や原告が被った精神的苦痛の内容についても具体的に主張していない。さらに、当該事実を基礎づける客観的証拠も何ら提出されていない。

したがって、本件事故により人間関係の深刻な破壊による精神的損害の具体的な内容についての主張立証が不十分であり、放射線の作用に起因するか否かに立ち入るまでもなく、1人当たり1450万円の慰謝料額を超える原告の精神的損害を基礎付けるべき特段の事情があると評価されるものではない。】

※原告は、不当で不明瞭な中間指針を論外としている。

原告の陳述書中には、既にいっぱい述べてきている。

ウ 【本件事故により原告の町長職失職による精神的損害が発生したといえないこと】

原告は、平成24年12月20日に開催された双葉町議会(平成24年、第4回定期例会)において、当時双葉町町長であった原告の不信任決議案が可決されたこと(甲ハ104.78-81頁)について、不信任決議案が可決したことの理由・原因是本件事故にあり、本件事故と原告の町長職失職との間に相当因果関係があることは明らかであると主張する(原告第26準備書面・35頁)。

しかしながら、原告の不信任決議案が可決された際の町議会議事録には、本件事故が原因であると評価できる記載は何ら存在しないばかりか、「県知事と8カ町村との中間貯蔵施設現地調査を議論する会議に町長だけ欠席」したことなどが主たる理由であるとされており、本件事故ではなく、それまでの原告の執務態度が問題となつたものと認められる(甲ハ104・78~81頁)。また、不信任決議案が可決されたことについては、客観的にも「汚染土壤などを保管する中間貯蔵施設の調査候補地を巡り、現地調査の受け入れを決めた協議を、井戸川町長が欠席したことが主な理由」(乙二96)と評価されている。

このように、原告に対する不信任決議案が可決されたことの理由・原因是本件事故の放射線の作用によるものとはいえないから、本件事故と原告の町長職失職

との間に相当因果関係は存在しない。

したがって、この点も、1人当たり 1450 万円の慰謝料額を超える精神的損害を基礎付けるものではない。】

※双葉町内に在った 5・6 号機から核のゴミは出していない。

本件事故において、被告東電と被告国は汚染者負担の原則を侵している。核のゴミを発電所周辺自治体が引き受ける法律は存在していなかった。それに反発していた原告は、同じ周辺自治体の長らの無理解の中で、政府災害対策本部長と佐藤雄平福島県知事に騙されまいと奮闘していた時、発電所周辺自治体では、双葉地方町村会において、中間貯蔵施設問題を協議することに決めていた最中に、突然、知事が勝手に会議を開いたので、出席できない旨を知事に告げた挙句の欠席であったので、無断欠席ではないが、マスコミがウソを拡散したために原告に非難が集中した。

これに、無関係な被告東電が言及するものではない。

本来は、汚染者負担の原則から言えば、被告東電が始末するのが正しいのである。

この混乱の基と言えば、被告東電の不始末が発端で不信任に至らせたということになる。よって、原告は、係る被告東電の主張・反論を認めない。

# 知事の懇願 拒んだ町長



双葉町役場を訪れた佐藤雄平知事（右）と出迎えた井戸川克隆町長（左）。  
町長室で会談した（2012年12月3日、埼玉県加須市の旧県立騎西高校）

## 「土」の行方 原発事故の宿題

3

所。佐藤は、双葉町長の井戸川克隆と一対一で向き合っていた。

井戸川は佐藤の言葉を、「中間貯蔵施設を造ってくれ」という意味に取った。

「ダメだ。なんで双葉町が（中間貯蔵施設を）引き受けなきゃいけないんだ。理由あつか、知事」

井戸川はたたみかけた。

「じゃあな、知事、どうしても

中間貯蔵施設を双葉町に造れって

は、知事の佐藤雄平だった。2012年11月、東京都内の県事務

言うんであれば、下郷町を俺にくれる」

# 「なんで双葉町が…理由あつか」

下郷町は佐藤の出身地だ。震災時の人口は約6千人。双葉町と同規模であった。井戸川はその地をもらい、「名前を双葉町に変える」と伝えた。到底、実現不可能なことを持ち出すことで、井戸川は中間貯蔵施設の受け入れ拒否の姿勢を明確にした。

佐藤はムッとした様子で井戸川をにらみつけ、黙っていた。2分、両者のにらみあいが続いた。

「佐藤はムッとした様子で井戸川をにらみつけ、黙っていた。2分、両者のにらみあいが続いた。

「知事、帰つから」。井戸川が席を立ち、ドアノブに手をかけると、佐藤が言葉を掛けた。

「わかつてくれよな。なあ、頼むな」

井戸川は振り向かずに「わからぬえ、ダメだ」と言って部屋を出た。政府はこの年の夏、双葉町の一部を、東京電力福島第一原発事故の除染で出した県内の土壤などを30年間にわたり保管する「中間貯蔵施設」の候補地とした。だが、井戸川は設置に断固反対を貫いていた。一方、佐藤は広域自治体のトップとして、政府から中間貯蔵施設の設置に向けた事前の現地調査を

受け入れるかどうかの判断を迫られていた。この日の会談は、そんな佐藤が井戸川の携帯電話に何度も「中間貯蔵施設の設置には中間貯蔵施設の受け入れ拒否の姿勢を明確にした。

だが、中間貯蔵施設の設置について県が介入する法的な権限は何もなかつた。

井戸川は当時の会談を振り返る。「一対一でしゃべる時は、厳しい話をしないといけない。それがこそ心理的な戦争状態ですよ」

公文書ではこの会談の記録は残っておらず、やりとりは井戸川の証言に基づく。佐藤は事実関係の確認のための取材を「お答えを控えさせていただく」と断り、内容については否定も肯定もしなかつた。

この会談から数日後の12年11月28日、佐藤は中間貯蔵施設設置のための調査受け入れを正式に表明する。『肩書きは当時。敬称略』  
（笠井哲也）

東京電力福島第一原発事故後、同原発が立地する双葉、大熊両町に造られた中間貯蔵施設。その受け入れをめぐり、県内でも水面下で政防が繰り広げられました。原予力行政における県の役割を考えます。

この記事の通り、汚染者負担の原則で言えば、双葉町に中間貯蔵施設を引き受けられる理由は存在しない。双葉町側に在る5・6号機からは周辺監視区域外に放射能は放出していないのに、核のゴミを双葉町に押しつけたことは、不当要求行為で、しかも、福島県には放出責任は無い。双葉町には、法的根拠は全く存在していないので、原告は断固反対していた。何が悪いと謗られる理由は、原告には存在しないのに、被告東電がここで言うことは、真逆なことである。

原告が言いたいことは、被告東電よ、早く、汚染者負担の原則に則って、核のゴミは被告東電により自己処分をしなさいという由一無二に尽きる。

原告が違法な会議に出席しなかったことは、法を守ったことになり、栄誉なことである。やがて、町の名誉と権限を守ったと子孫から尊敬されるだろう。

ここに、法的に被告東電が介入する隙間は存在しないことを告げて置く。

エ 【本件事故により町政改革に懸けた志の破壊による精神的損害が発生したとはいえないこと】

原告は、町政改革に懸けた志が破壊されたことから精神的損害(原告第18準備書面, 20頁)について、また、当該精神的損害に係る「被侵害利益については、原告第16準備書面第2の300において詳述しているとおりである」と主張して(原告第26準備書面・36頁)、本件事故による法律上保護された利益である「生活・生存権」(原告第16準備書面, 11頁)に対する侵害があったと主張するものと思われる。

しかしながら、本件事故によって原告は町長としての地位を奪われたものではないから、本件事故によって町長としての志を実現する機会を奪われたものとはいえない。実際に、本件事故後も原告は町長の職を務めていたのである。また、上述のとおり、平成24年12月20日に開催された双葉町議会において、当時双葉町町長であった原告の不信任決議案が可決されたのは、本件事故の放射線の作用によるものではなく、原告の対応に起因すると認められる。

したがって、原告の上記主張を踏まえても、被告東京電力が公表している1人当たり1450万円の慰謝料額を超える精神的損害が基礎付けられるものではない。】

※何を的外れのこと言うか。避難生活に困窮した町民たちから、議員たちが避難先に来ない。議会などいらないという声が高まり、その矛先を町長が悪いというように責任を転嫁したため、思いついたのは中間貯蔵施設の、悪行に思いつかない議員たちが、知事が招集した会議を欠席したことを理由にして、不信任を決議したのが正確なこと。

これも、汚染者負担の原則を被告らが排除した結果の被害である。原告はここでも被害者である。

### (3) 【三次的被害について】

原告は、被告らが本件事故に関する責任を全面的に否定しているため、本裁判

に係る裁判対策関係費用(事務所費用、人件費及びその他)の支出といった損害が発生したと主張した上で(原告第18準備書面・19~21頁)、

裁判手続外の費用である本裁判に係る裁判対策関係費用(事務所費用、人件費及びその他)は民事訴訟法第61条の「訴訟費用」に含まれておらず、かつ、これを各自の負担に制限する法的根拠は存在していないことから、原告が被告らに対して請求することができると主張する(原告第26準備書面・38頁)。

しかしながら、被告東京電力準備書面(10)第4の3(3)で述べたとおり、民事訴訟における主張立証のための費用は各自が負担するものであり、反対当事者に対して請求することはできない。

また、被告東京電力は、本件事故後、裁判を提起しなくとも適切な賠償金が受領できるよう、直接賠償手続において中間指針等に基づく賠償金の支払いを行ってきたものであって、被告東京電力が、本件事故に関する賠償責任を否定してきたから、訴訟を提起せざるを得なかったかのような原告の主張は明らかに事実に反する。

原告は、このような直接賠償手続を利用せずに、任意に訴訟を提起しているものであり、そのような本裁判に係る裁判対策関係については、本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。】

※それは、憲法に定められた公平の原則に違反している。本件訴訟において、原告は人生の全てを費やしている。片や被告東電の代理人はおそらく訴訟契約を結んで、勝敗に関係なく本件訴訟に費やした費用、人件費は保証されるだろうし、もう一方の国は、勝敗に限らず勤務中に含まれて、国税から給料、賞与、勤勉手当等の支給がある。民と民の訴訟であれば、被告東電の言い分は理解するが、本件訴訟は公務員の不作為が事故を惹起して、被害者を遠ざけて災害対策基本法の第1条に反し、原子力災害対策特別措置法にも反するという、過去に例がない任務懈怠・任務放棄による被害・損害を、優越的地位によって、国民に義務のない苦役を与え続けている極めて悪質で、特異な事件の裁判である。

被告東電の言い分を民法で準用するのであれば、被告東電は民法、電業法、炉

規法、原災法及び関係法、規程等を守ったのかが問わなければならない。

## 5 財物に関する損害(損害D)について

### 【(1) 本件家屋に係る損害が発生したとは認められないこと】

ア 原告は、本件原子力災害の特殊・甚大性に鑑みれば、本件家屋に係る損害は、単なる売買取引による差額説ではなく、「住居再取得費用=解体+改築費用」とすべきであると主張しており(原告第26準備書面, 40頁)、本件事故直前の交換価値と事故後の交換価値との差額の主張立証がなくとも損害が発生したといえると主張するものと思われる。

しかしながら、不法行為により他人の所有物を毀損した場合に、不法行為(滅失毀損)時の当該物の時価(交換価値)が損害の基礎となることは、確立された判例法理であるところ(大連判大正15年5月22日民集第5巻386頁(富貴丸事件)、最判昭和32年1月31日民集第11巻第1号170頁、最判昭和45年7月14日最高裁判所裁判集民事第100号37頁)、中間指針(乙二1)の財物損害の賠償指針においても、「損害の基準となる 財物の価値は、原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきである」とされている(乙二1・31頁)。

このことから、被告東京電力準備書面(10)第5の3で述べたとおり、損害とは、本件事故がなかったと仮定した場合の状態と事故があったために生じている状態との差であり、本件家屋に係る損害は、本件事故直前の交換価値と事故後の交換価値との差額から、本件事故がなかったとしても生じうる価値下落(例えば時間の経過による建物の老朽化)を控除することにより算出した評価額であると解される。】

※本件事故に類例される事件はかつて無かった。本件事件と言うのは、単純に比較できない程、多くの欺罔・奸詐を含んでいるので、富貴丸事件とは月とすっぽんの開きがある。本件事故・事件は4つの原発が壊れるという地球規模の大きさで到底比較などできない。本件事故は、国民全体に対して罪深いもので、事故

の最終責任を国民に転嫁している悪質さも考慮に入れないといけない。

又、内閣府原子力被災者生活支援チームという無法者が、被害量を20分の1に矮小化しようとしていることだけでも、問題の複雑、深刻さは被告東電がいう富貴丸事件とは比べようがないほど大きな開きがある。原告は、被告東電がいう富貴丸事件を取り合わない。

イ 【また、原告は、上記主張の根拠として、被告東京電力が直接請求手続において「住居確保に係る費用」の賠償として、建替え費用等を賠償していると主張する(原告第26準備書面・40~41頁)。

被告東京電力が裁判外において行っている「住居確保にかかる費用」の賠償は、自宅住居に係る財物損害の賠償に加えて、移住先住居の購入価額(帰還の場合には、本件事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替えのための費用)と住宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を支払うもので、その実質は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものである。

このような「住居確保にかかる費用」の賠償は、物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという上記最高裁判決の枠を超えて、被害者支援という政策的見地から、財物の時価賠償を超えて支払を行っているものであり、財物損害の賠償としてではなく、むしろ、避難生活を終了して早期に平穏な生活再建を果たすことができるよう、そのための資金として支払われているものである。

このように、被告東京電力による「住居確保にかかる費用」の賠償は、直接請求手続において、被害者支援という政策的見地から、財物の時価賠償を超えた支払を特別に行っているものであり、裁判手続における損害の賠償における基準となるものではない。

したがって、被告東京電力が直接請求手続において「住居確保に係る費用」の賠償を行っていることは、本件家屋に係る損害を「住居再取得費用=解体+改

築費用」とすべきであるとの原告の主張の根拠となり得ない。】

※原告は粗悪な中間指針に従わない。

原告は、移住先住居を求めているのではなく、現住所地に解体、撤去、改築を考えた賠償請求を行っているので、被告東電の言い分の、他の案件で実施されることに言及しているのではない。原告は重ねて言うが、被告らの不作為と「長期評価」の情報提供が行われなかつたことに、重大な問題と受け止めており、過失責任が無かつたという中間指針に同調しているのではない。

避難生活を終了して早期に平穏な生活再建を果たすことができるよう、そのための資金として支払われているものである。について、避難生活を終了するということは、双葉町が事故前の元通りに環境が回復されて、空気、水、動植物も戻り、歴史、文化、生業等が元の位置について、再開することを原告が確認した時である。被告東電は、行政判断はできないので、行政判断の「避難生活を終了して」については、事故の被害の完全回復の実行を言うのであって、その後の「終了して」の判断はできない。このため、「早期に平穏な生活再建」の実現については、被告東電が責任とその負担を追わなければならない。

被告東電がここでいう「住居確保にかかる費用」には、「元の場所の復元の損害」を見事に隠している。

原告が主張している損害とは、そこに住めなくされた損害、そこに戻り住居を立て直すまでの時間の損害、立て直す費用、再生活に必要な家具、什器、調度品の費用等の中の「立直す費用」だけを請求しているだけである。これから追加しなければならないのは、元通りの生活環境が整えるまでの待機時間は未定なので、損害賠償請求を保留することにしている。

(2)【本件土地に係る損害については具体的に証拠資料によって確認できないこと

ア 本件土地の効用滅失による損害

原告は、本件事故前の本件土地の交換価値については、「原告第22準備 書面

(その2)第3・2~3頁において、主張立証しているJと主張し、また、本件事故後の本件土地の交換価値については、「原告第22準備書面(その2)第3・2~3頁において、事故前の交換価値の90%相当額が失われた(効用滅却された)ものであるとして、主張立証している」と主張する(原告第26準備書面・44頁)。そして、原告は、原告第22準備書面において、本件事故前の本件土地の交換価値を双葉町の公共用地の補償基準に従い算出し、その90%である1億0952万1406円が損害額であると主張する(原告第22準備書面・2~3頁及び別紙)。

しかしながら、原告は、本件事故後の本件土地につき事故前の交換価値の90%相当額が失われた(効用滅却された)ことについて、本件事故により双葉町へ立ち入ることができないことを主張するのみで、本件土地について、本件事故直前の交換価値がどのようにして効用が滅失したかといった具体的な事実を何ら主張立証していない。そのため、原告が主張する本件土地の効用滅失による損害について具体的に確認することができない。】

※原告は中間指針に従わない。

既に、証拠は提出済みで、原告の主張していることが理解できないのではないかと考えている。

#### イ本件土地の逸失利益

【(ア)本件土地に係る逸失利益を請求するにしても、本件事故直前における不動産所得の金額が基準となるべきこと

原告は、本件土地の逸失利益としての損害について、平成22年度の不動産所得の金額には申告漏れがあるため、申告漏れのない平成21年度の不動産所得の金額を前提に、単年度分の逸失利益の金額を基礎として算定すべきであると主張する。

しかしながら、申告漏れがあったという点についての客観的証拠は提出されていないから、本件土地に係る逸失利益を検討するとしても、本件事故直前の平成22年度の不動産所得の金額である年額74万6900円を前提に検討されるべ

きである。】

※本件土地は、原告が双葉町に対し、海水浴客用の敷地として長年に亘り貸与し続けていたものであって、平成21年度に貸与を中止したものではない。

#### 【(イ)原告が不動産の財物損害の賠償とは別に不動産に係る賃貸収入の逸失利益の賠償請求をすることはできないこと】

原告は、被告東京電力が直接請求手続において農業者に対する逸失利益を賠償しつつ、田畠に対する財産的損害についても賠償しているとして、逸失利益の賃貸請求を否定する根拠はないと主張する(原告第26準備書面\*48頁)。

しかしながら、被告東京電力準備書面(10)の第5の3(2)で述べたとおり、不動産所得を得る対象となる不動産については、その財物損害の賠償を受けることにより以後は当該不動産による逸失利益の損害は発生しなくなるのであり(いわゆる富貴丸事件、大連判大正15年5月22日

民集5巻386頁)、被告東京電力が公表している不動産の財物損害の賠償方針に基づき、原告は本件事故後早期に対象不動産の財物損害の賠償(全損)を受けることができたのであるから、かかる不動産の財物損害の賠償とは別に、当該不動産に係る賃貸収入の逸失利益の賠償請求をすることはできないというべきである。

また、被告東京電力が行う直接請求手続において、農業者に対する逸失利益を賠償しつつ、田畠に対する財産的損害についても賠償しているとしても、裁判手続における損害の賠償における基準となるものではない。そもそも、被告東京電力が行う直接請求手続において農業者に対する逸失利益を賠償は、米の作付制限指示や出荷制限指示等がなされていることを踏まえて、地力回復にも一定の時間を要することを考慮して行われているものであり、農業者に対する逸失利益と賃料に係る逸失利益とでは、その性質も異なっている。

したがって、被告東京電力が直接請求手続において農業者に対する逸失利益を賠償しつつ、田畠に対する財産的損害についても賠償を行っていることは、財

物損害の賠償とは別に不動産に係る賃貸収入の逸失利益の賠償請求をすることができるとの原告の主張の根拠となり得ない。】

※本件事故により、全町避難指示が政府から出されたことによって、従来から続いている賃料が入らなくなつたので、その減収分を請求しているので、問題はないはずである。

## 結 語

被告東電準備書面第11を総じてみると、原告の主張を中間指針に巧みに誘導している。原告は被告東電の誤導で手負い、しかも、原告は債権者という優越的立場を、乞食同然の扱いまでされている。はつきり言うと「馬鹿」にされている。

被告東電第11準備書面は、中間指針というウソを上塗りして、原告を騙そうと企んだ内容になっているので、その手に嵌まらないことを宣言しておく。

原告が本件事故で被った損害は、中間指針の中には納まらない案件でいっぱいである。先ず、ウソをつかれたことの損害賠償請求、過去に約束されていた事故対応を守らず、公務員職権濫用によりつくられた、前例のない政府災害対策本部は、違法な組織の内閣府原子力被災者生活支援チームという傀儡組織を作り、法外なことを行ったための損害賠償請求、放射性物質に晒された損害賠償請求、放射性物質の正確な測定結果に基づかないいい加減な避難区域の設定により被ばくを強制された被害の賠償請求、災害救助法の弾力的運用という法外の損害賠償請求、対話を阻み加害者が被害者に恐ろしいほどの恐怖と我慢を強いた損害賠償請求、私企業が公共団体を壊した損害賠償請求、原子力推進機関のウソの流布による被ばく被害隠ぺい工作被害の損害賠償請求、菅直人総理大臣による職権濫用と任務懈怠の損害賠償請求、日本政府を一企業の東京電力へ天下りさせた事件の損害賠償請求、虚偽文書を作成した内閣府原子力被災者生活支援チームへの損害賠償請求、ウソの事故収束宣言発出に基づく被害の損害賠償請求、

平等の原則に反し 20 ミリシーベルトという驚愕な被ばくを強制した損害賠償請求等、まだまだ数えきれないほどの科目が残っていることを述べておきたい。

その一 2つづく